

平成26年第4回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年12月 2日
 本日の会議 平成26年12月 5日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員 | 2番 安部 都 議員 | 3番 内村 博法 議員 |
| 5番 分部 和弘 議員 | 6番 安藤 克彦 議員 | 7番 金子 恵 議員 |
| 8番 川井 哲雄 議員 | 9番 森 謙二 議員 | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員 |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員 | 17番 西田 敏 議員 |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員 |
| 21番 山口 経正 議員 | | |

欠席議員

な

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

| | |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君 | 副 町 長 鈴木 典秀 君 |
| 教 育 長 黒田 義和 君 | 総 務 部 長 中山 祐一 君 |
| 企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君 | 建 設 部 長 浦川 圭一 君 |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君 | 教 育 次 長 和泉 嘉彦 君 |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君 | 会 計 管 理 者 松添 高明 君 |
| 総 務 部 理 事 宮崎 望 君 | 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君 |
| 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君 | 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君 |
| 政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君 | 総 務 課 長 古賀 洋 君 |
| 管 財 課 長 迎 英樹 君 | 税 務 課 長 田平 俊則 君 |
| 収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君 | 企 画 課 長 久保平敏弘 君 |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君 | 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君 |
| 管 理 課 長 森 浩平 君 | 農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君 |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君 | 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君 |
| 介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君 | 住 民 課 長 村山 和聡 君 |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君 | 生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君 | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君 |
| 下 水 道 課 長 道端 和彦 君 | 会 計 課 長 山口 利弘 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君 | 監 査 事 務 局 長 森 省二 君 |

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員

9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時37分

平成26年第4回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年12月 5日（金）

午 前 9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件 名 | 備 考 |
|----|------|------|-----|
| 1 | — | 一般質問 | |

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順11、堤 理志議員の①長与小学校児童の安全について、②住宅団地の落葉樹対策について落葉樹対策について、③地方公会計の取り組みについての質問を同時に許します。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

皆さん、おはようございます。一般質問の3日目の冒頭ですが、どうぞよろしく願いいたします。

私は3点質問をさせていただきますが、まず第1点目、長与小学校児童の安全についてについて質問をいたします。

長与小学校校舎が建てかわり、以前の老朽校舎と比較して授業環境は大きく改善しています。しかし、旧校舎前のグラウンドは狭隘で、休み時間の児童が遊ぶ様子を見ると、ひしめき合っている状況にあります。今後、旧校舎跡地にグラウンドが整備されると、この状況も改善されることと思います。

以前から長与小学校は校舎とグラウンドの間を車道が通り、児童がそこを往来する都度、自動車との接触事故を避けるための安全確認が必要でした。今後、グラウンドが整備されると、また以前と同じように児童の安全上の心配が出てきます。私たち大人は、この光景に見なれてしまっていますが、教育環境、子供たちの安全という視点から考えると、極めて不正常ではないでしょうか。

「安全は全てに優先する」という言葉があります。町の宝である子供たちの安全は何よりも優先されなければなりません。そこでグラウンドが新しく整備される今回を契機とし、図書館と旧校舎跡地の境界地点から役場庁舎までの間の車道を閉鎖、町道路線を廃止するということになるのかわかりませんが、そういった措置をとって児童が校舎とグラウンドを普通に行き来できる当たり前の安全環境をつくる、こういった政治決断を提案をいたします。町長の見解を伺います。

2点目に住宅団地の落葉樹対策についてであります。

住宅団地内の道路にある街路樹は、視覚的に車道を認識する役割や美しい住宅環境、景観を形成するなどの役割があります。街路樹の中にはイチョウなどの落葉樹があり、これは黄色く色づくという時を充てて黄葉、美しく黄葉した後、歩道を黄色く染め、季節の移ろいを感じる風情となります。しかし、長与ニュータウンなどでは高齢化が進み、住民は落ち葉の処理に頭を痛めています。その大きな要因は住民の高齢化による自助努力の限界に加え、イチョウの落ち葉が非常に長期にわたることにあると考えています。そこで、受注の拡大と高齢者の生きがいづくりを推進しているシルバー人材センターに対し、落ち葉の清掃活動の一部を委託し、同センターの就労支援と住民負

担の軽減を図ることを提案します。町長の見解を伺います。

3点目に、地方公会計の取り組みについてお伺いいたします。

今後、地方自治体は公会計について複式簿記に基づく財務書類を作成し、公表することとなります。複式簿記は元来、利潤を追求する団体が発生主義による経営状況を数値化し、把握するものであります。これを地方公共団体に取り入れる際には、活動目的の違い、数字をどのように活用するのか、公表のあり方など、長与町としての基本的な考え方をもち、それに基づいて職員が一丸となって対応する必要がある、このように考えます。町として公会計に取り組む際の考え方、留意点など、基本的な考え方を伺います。

以上、よろしくお願いをいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。それでは、堤議員の御質問にお答えをさせていただきますと思っています。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会のほうから回答をいたします。私のほうからは、その他の御質問についてお答えをさせていただきますと思っています。

初めに、2番目の住宅団地の落葉樹対策についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、地域住民の方々には御協力いただいておりますことにつきまして感謝をするところでございます。

住民の方々の負担軽減を考え、議員の提案も参考にさせていただきながら、どのような対策が一番いいものなのか、例えば、剪定の時期等、総合的に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

3番目の地方公会計についての御質問でございますけれども、町としまして、公会計に取り組む際の考え方、留意点など基本的な考え方でございますが、地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基本とする、いわゆる現金主義会計で行われております。この現金主義による会計処理を補完する目的で地方公会計の整備が求められているところでございます。

本町も平成20年度決算から公会計制度を取り入れて実施しておりますが、これまでの制度では、作成手法が複数存在しているため、多くの自治体におきまして、自治体間の比較が困難であるなど、財務書類をどのように分析し、活用していくかが実務上の大きな課題として認識されておるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、今後、さらなる地方公会計の整備促進を図るために、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されておったところでございます。地方公会計の整備につきましては、国において、今後、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請される予定でございます。

地方公会計は、現金主義会計では見えにくいコストや資産・債務の実態を

把握することで、財政運営への活用の充実が期待されておりますので、このマニュアルをもとに財務書類の活用等について検討をいたしまして、職員の新たな公会計の整備に対するスキルアップというものを図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

1点目の長与小学校児童の安全について回答いたします。

議員御指摘の「安全は全てに優先する」という言葉は、多くの事業所の経営方針として第一に掲げてありますが、学校運営においても、これまた同様でございます。

今回、上のグラウンドと下のグラウンドを二分している道路を閉鎖したらどうかという御提案でございますが、子供たちの安全面の視点からは、大変ありがたいお話だと思います。しかし、本町の発展を支えてきた生活道路であり、その実現の可能性は難しいかなと考えております。

振り返りますけども、新校舎建設に当たって、我々が真っ先に考え、一番時間をかけて検討したのが、この道路を何とかできないかということでございました。上段と下段に陸橋をかけるとか、あるいは地下道をつくるとか、また、この道路を閉鎖して迂回道路をつくるなど、設計業者を交えていろいろ検討した結果が現在の姿でございます。

ところで、上と下のグラウンドをつないでこの横断歩道は、建てかえ前は1人の子供が大体一日に平均5回から8回ほど渡っておりました。が、今のような姿になり、そしてまた、今後上のグラウンドが整備されたとしても、全くここを渡らない子もおれば、渡るとしても一日に一、二往復で済む程度となります。いずれにしましても、今後とも子供たちの安全安心には万全を期してまいりたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、まず長与小学校のグラウンドの件から質問をさせていただきますが、前回もといいますか、以前も同僚議員から、この車道は何とかならんのかという話があって、そのときも非常に難しいんじゃないかという答弁がありました。

私はその後、こういう形で新しい校舎もでき、そして旧校舎のところはもう解体して新しいグラウンドができる、まさに、恐らく来年度の当初でしょうかね、そこが一体的に整備され使われるという、この機会に合わせてそういった、再度もう一回その検討ができないのかという視点から再質問をさせていただいたわけなんですけれども、そこで、私も長与町に住んで20何年かなりますけれども、何となくこういうもんだと思ってたんですけど、ふと考えると、非常にまれなケースじゃないかと思うんですね。それで、こういう学校用地の中でグラウンドと校舎の間を車道が走っているというような事

例というのは、私は非常に珍しいといいますか、非常にまれなほうじゃないかと思うんですが、もし調査されて、もっとほかにも意外とあるんだよということなのか、それともまれなケースなのか、この点、何かつかんでるものがもしあれば、これ、皆さんには通告してませんでした、もしあればお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

そういう視点での、つまりそういう状況のところがあるかないかという視点での調査はやっておりません。

そういう中で、今ふと議員さんの質問の中で、1つだけ、大分県ですけども視察したところがあって、そこはちょうど、もっと今のように両方から見えるような状態じゃなくて、全く見えない、車道がぼんと、町道が入って走っているところがありましたのを今1つ思い出したぐらいであって、それぐらいしか私も把握しておりません。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

それから、先ほどの答弁の中で、この件についても以前から教育委員会内で議論がなされたということでもありますけれども、どういう、多岐にわたった議論だろうと思うんですけど、主に論点になったといいますか、やはりこういうところがひっかかるんだというものがあれば、少し御披露いただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

今、先ほども申しましたように、例えば陸橋をつくるとしたとき、校舎を上につくるか、下につくるかという議論の中でも、どちらでつくったにしても陸橋をつくるとなると、何メートル、4メートル近くですかね、地面から上げないといけないとなったときに、その横断歩道を渡らずに陸橋を渡るんですよとなると、どんどんどんどん上がっておりるまで60数段を利用しないと陸橋を渡れない。しかし、五、六歩で行けば、そこに渡れると、そういう環境を大人が設定して、こっちを渡りなさいってことが果たして日常的にできるだろうかと、そういう疑問があって、もう陸橋は厳しいなど。じゃあ60段も渡らずに、道路を少し下げて、少しでも階段、段数を減らすようなことをできんだろうかと、そういうことも考えました。しかし、いずれにしても、もう目と鼻の先にあるのに、そこをってということについて、どうだろうかというのが1つ。

もう一つは、地下道をつくるというときでも、上と下を、下の地下を掘ってということも考えましたけども、実際、昭和町にある附属小学校前がそういうふうになってますね。そこに行って、幅とか高さとかを検討して、渡る

状況も調査しましたけども、あそこには、今の長与のところには大きな水道管が通ってて、それをやっぱりクリアしていかんといかんためには、これは業者の本当に概算でございますが、1億は下らんだらうというお話と、もう一つは、地下に沈むことによって安全面が心配になるなど、そういうようなことで、もろもろ議論した経過、これはもう以前、議会でもそういう答弁をしたことがございますが、そういう状況でございました。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

今のお話をお伺いしますと、例えば陸橋であるとか、地下道であるという話でありますから、前提としては、今の車道とかそのまま残した、もうこれは絶対条件だという前提でお話をされてますが、私はもう、思い切って、この間の車道、ここは車が通ったらいけない、子供の道路なんだ、学校の子供たちの安全を守るために学校の道路なんだという、もうそういうふうな発想もあっていいんじゃないかなと思います。

当然、今使ってる、車で通行されてる方については今までと違うことになりますけれども、私はこの車道を閉鎖するに当たっての、では、逆に不都合であるとかデメリット、こういったものがどういったものが考えられるのかな、ちょっとここを、なぜ車道はどうしても、生活道路ということですが、ここはもう譲れない、動かせないっていうことなの、これ、教育委員会になるのか、町長部局になるのかわかりませんが、このあたりはいかがですか。どうしても、この生活道路がなくてはならないというものなのかどうかですね。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

じゃあ、先に教育委員会で議論したときのお話ですけども、最初はこの生活道路というのを閉鎖して、グラウンドの向こうのほうに迂回路をというような選択肢も入れて検討したんですが、今、議員さんは、これを廃止の方向で検討できないかということで、そのときの道路の利用状況で、もしここが利用できなくなると、ここの利用者がこの川沿いの道路、もしくは長与中学校のほうの道路を通らざるを得ないだろうと、そうしますと、向こうの長与中学校のほうもかなりの交通量な上に、さらにそれに拍車をかけるとなると、またあそこも非常に厳しいのかなというような、そういう議論はしたことがございます。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

当然、今の生活道路を塞ぐということになりますと、実は私も比較的そこはよく通りますので、私自身もあったほうがいいのかはもう間違いないんです。ただ、やはり子供が校舎からグラウンドに行くという当たり前の行動の中で、

毎回左右を確認して、交通事故、保護者にしろ教育委員会にしろ、先生方にしろ、心配を常に思っていなくちゃいけないということが果たしていいのだろうかという点に立つと、私は多少、せいぜい一、二分ですよ、長与川沿いのほうをぐるっと回っていくという、たった一、二分のそこを辛抱してまでも子供たちを心配な目に遭わせないといけないのかというのがどうもひっかかって、ちょうどこの校舎、グラウンドが新しく整備されたこの機会に、思い切ってそういう政治決断もあっていいのじゃないか。

私は町長、比較的、例えば土曜日に開庁するとか、いろいろ政治決断をされてこられたというふうに私は理解しているんですよ。ですから、そういう形で、長与町としては子供の安全を守るために、もうこういう決断をしたんだ、それで、そんなことは許されんというような町民が果たしているのかなと、そこはもうやっさいんじゃないかなって、検討できないものかなと、このあたり、町長、いかがなんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、堤議員がおっしゃってるように、生徒の安心安全というのは私も全く同感で、守っていかななくちゃいけないだろうというふうなことを思っております。

ただ、私は町民の皆さん方と正式に集まってお話をしたことはないんですけども、でも、何人かの方とはちょっとお話ししましたけども、やはり昔からあそこは生活道路で、あの部分は通してもらわんと困るというような方々は二、三名、私が話した方の中ではいらっしゃいました。

今おっしゃるように、問題は子供たちの安心安全がいかに担保されるかということだろうと思うんですよ。だからそのあたりを、何とかな、意識して考えて、今のところ、あそこは離合するのも難しいぐらいに狭いんで、普通車と小型車だったら何とか利用できますけども、普通車同士だったら離合するのも非常に神経を使うということで、ドライバーのほうもかなり神経を使うということでございますけれども、そこをさらに子供たちの安心安全という観点から、あの道路の表示の仕方とかいうようなことも検討していくということは考えられるんじゃないかなとは思っています。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

そうですね、それで、また4月までにはあと何カ月もあるわけなんですけど、もうこれは町としては検討の余地がない、もうどうしてもこれは譲れないというものなのか、それとも4月までの、それに向けた前段階の準備もあろうかと思いますが、もう少しそういう、この道路をどうするか、閉鎖も含めて検討ができる余地があるのかなのか、このあたりを再度ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。
町長 （吉田愼一君）
今申し上げましたように、生活道路として確保するという事は一定あるかと思っておりますので、これはもう今の時点で言えることは、生活道路として守っていくというようなことだろうと思っております。だから、一般の住民の方も子供さんたちも、そこは十分、安心安全が担保できるようにやっていくということと、それから、もう少し子供たちの立場から見た状況の中で、何かできるものはないかということの研究はしていきたいというふうに思っております。

議長 （山口経正議員）
堤議員。
16番 （堤 理志議員）
じゃあ、次の2点目の落葉樹対策の問題について質問を移します。
私もこの落葉樹の問題については自分の資料をひっくり返してみましたが、実は2011年の6月議会、それから2011年の9月議会と続けて、このイチョウの問題を取り上げたことがありました。2011年6月のときには、このイチョウの落ち葉を雇用対策、ちょうどこのときリーマンショックの関係だったと思うんですが、非常に失業対策というものが課題になっておりましたもんですから、そういう緊急雇用対策なんかの補助金を活用して、雇用対策の一つとして、つなぎ就労ではありますけれども、そういうことにつなげられないかという質問をしました。
その後、すごく地域の住民の方が議会だよりを見て反響がありました。それで立て続けに、その次の9月にもう一度、同じような質問をして、このときは雇用対策という形ではなくて、町民の苦勞を幾らかでも解消できないかという立場でそういう質問をしました。この2回の質問の会議録を私もちょっともう一度読み返してみましたが、私はこのときに落ち葉が大変だからということで枝をもう切り落としてしまうというような提案はしてはおりませんでした。あくまでも落ちた葉の清掃を何らかの対処できないか、住民負担の軽減につなげられないかと、こういうスタンスで質問をしたわけでありまして、このときのちょうど建設部長さんが同じく長与ニュータウンのイチョウの木の通りに住んでいらっしゃる方で、同じ自治会の方でした。
この方も答弁の中でおっしゃってましたけれども、自分の家の目の前のイチョウの清掃をして、やっと終わったということで自宅に戻って、10分後に表に出てきたら、また散らかってたつてということで、もうそういう状況なんだということを建設部長本人も知ってて、何とか住民負担の解消ができないものだろうかということ、負担軽減を検討したいという答弁をそのときなさってるんですね。それを引き継がれて、今現在このイチョウの落ち葉についての負担軽減というのがどういう形でなされたのか、ここをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

議長 （山口経正議員）

管理課長。管理課長 (森 浩平君)

今現在、清掃車を使って、去年も12月に2回ほど清掃車を回しております。今年度も12月に2回ほど清掃車を回すようにはやっております。ただ、イチョウ、木自体も落ち方がばらばらになりますので、いつ回していいものか、その判断的なものが重要になるかと思いますが、今現在のところは12月に2回ほど清掃車を回して、落ち葉を回収してるという状況でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

16番 堤議員。

(堤 理志議員)

清掃車というのは、車体にブラシがついて巻き込むタイプですね。そうしますと、確かに車道の落ち葉についてはそれで結構なんですけど、歩道の落ち葉はそのときにはもう回収なさらないものか、作業員さんがついてされるのか、それとももう車道だけだったのか。ここはどういう形ですか。

議長 (山口経正議員)

管理課長。管理課長 (森 浩平君)

主に車道分でございますが、多いところであれば、その歩道の分も掃除をして、その車道の分と一緒に回収していくという形をとっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

16番 堤議員。

(堤 理志議員)

住民の方が今掃除をされてるのは、やっぱり車道におけると非常に車の往来もあって危険で、住民が一番頭を痛めてるのは、歩道に落ちた落ち葉の対策ですね。お隣さんは結構若くて元気なもんで、毎日毎日もうしょっちゅうきれいにしてる。でも、ある程度高齢になって、なかなか体が思うようにならないとか、腰痛持ちの方なんかは非常に苦労してる。でも、隣さんがきれいにしてるのに、うちだけほったらかすわけにはいかんということで、何かそういう地域の住民同士のいろんな苦労があってるいうことを一つは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、それはそれとしまして、それで最近、このイチョウの木の剪定が非常にばつさりと切って、切り過ぎではないかというふうな声が上がっております。言わせますと、もう樹木の枝をほとんど切ってしまって、まさに電信柱の状態になって、電信柱から、今度そこからも枝じゃなくて直接葉っぱが出てきてるということで、もうとてもイチョウの木の形をしていないわけですよ。そういうことで、非常に地域の住民の方から、ちょっとこれはやり過ぎじゃないかという批判が出ております。

この件については、ちょっと自治会の役員さんにもお話をお伺いしましたら、この何年か前にもあってるんですね。24年の7月に町長宛に、この伐

採については自治会への連絡もなし、住民の方から切りすぎであると不評でしたよということで文書が町のほうに出されているようでありますけれども、ちょっと、何でもこういうばっさり切ったのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

それは電話でおしかりを受けて、自治会のほうの方ともお話をし、今回はそういうふうにさせていただきました。ただ、前年度の25年とイチョウの木を伐採しておりませんでした。それで、毛虫が多いという御指摘もいただきましたので、今年度は1回ばっさり切って、きれいな町並みをしようということで、今回だけはちょっと切っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

毛虫が非常に多かったということでもありますけれども、やっぱり桜にしる何にしる、多少の毛虫というのはつくと思うんですね。この毛虫がついたというのが、やっぱり大変な問題なのかなというのをちょっと気がかりなんです。長与町内にもいろんな桜の木等々ありますけれども、一定の季節になると毛虫というのがつくんですね。洗切小学校にニュータウンから下っていくサクラ階段とあります。ここも非常にたくさん桜が植わってますけれども、ここも例年毛虫がつくんですね。ですから、この毛虫がついたからという形で、こんな切るのはどうなのかなと思うんですが、やっぱりまずいのかどうかですね。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

住民の方から毛虫が多いということもありまして、その分で切らせていただきましたけれども、目的といたしましては、その毛虫もなんです。一応、前年度剪定をしております。それで植木の格好というんですかね、そういうのがちょっとおかしくなってきたんで、1回剪定をして、あときれいに形を整えようという形をとりまして、今回そういうふうな剪定をさせていただきました。以上です。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

まず、ちょっと毛虫の問題ですけども、御承知のように、その木その木につく毛虫というのは、いろいろ種類があるようですね。例えばサザンカとか、何ですか、ツバキ、こういうお茶の木の間につくのはチャドクガという毛虫がありまして、これはもう皆さんも経験あるかもしれませんが、ちょっと触れたら、もう2週間ぐらいかゆくてたまらないような感じですよ。

イチョウの木につく毛虫というのは、イチョウの葉をどの毛虫も食べなくて、「楠蚕」という種類の毛虫がつくそうです。このクスノキの楠に養蚕の蚕で、「カイコ」ですね。この毛虫は非常に毛が長くて、見た目は非常に気持ち悪いんですけども、これは毒性がないそうなんですよ。

ですから、もう少し住民の方にも、自治会からもそういうお知らせ、町のほうから、どちらでも結構だと思うんですか、この毛虫については毒性はありませんというような、そういう理解があれば、毛虫は必ず毒があつて刺されると痛いんだという先入観がありますけれども、このあたりもぜひ調べていただいて、私も調べてみましたけれども、イチョウの木というのはほぼこのクスサンという毒性がない毛虫だそうなので、この点を理解をしていただきたいというのと、それから、私もやっぱり、いわゆる木には木の性質といいますか、例えば柳は柳らしく、桜は桜らしい樹形、木の形というものがあると思うんで、今後はイチョウの木のああいいう切り方はせず、やはりイチョウの木らしい樹形を守っていく、そういう考え方に町はあるのかどうか。ここを確認させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

議員さんがおっしゃるとおり、そのイチョウに合ったような切り方ということで、今年度ちょっとぼさりとというか、切らせていただきましたので、そのイチョウ並木がきれいになるような剪定の仕方をやっていきたいと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤 理志議員)

その点について、そこは了解しました。ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

自治会の役員さん方の中でも、非常にこのことに気がひけて、大変詳しく調べていらっしゃる資料も私も教えていただきましたけれども、その資料の中で、枝の本数を少なくして、樹形は保ちながら葉のつき方を少なくするという透かしという剪定のやり方があるそうなんですけど、ぜひこういう住民が黄葉も楽しめて、葉も少なくするというようなこともできますので、このあたり検討できないものかどうか、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

その付近も検討させていただきます。枝の間引きというんですかね、それを行うのが一番だと思っておりますので、今後はそういうふうな対応をさせていただきます。以上です。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

16番

(堤 理志議員)

イチョウの木の剪定のあり方については以上で終わりたいと思いますが、次に、その木を残すということになると、必然的に落ち葉というのが出てくるわけで、今度は落ち葉の対策の問題でお伺いをしたいと思います。

先月だったか、ニュータウンの東区自治会でイチョウの木をどうしたらいいかということ住民にアンケートをとっているみたいです。つい、私も一般質問をした後に、この集計結果というものがあるということで教えてもらって、手元にあります。これはきのうですか、自治会の役員さんからも、そちらのほうに渡したっていう話がありまして、ぜひそれを確認していただきたいんですが、その中で、家の前にイチョウの木があるという方で回答された方が33件ありますよね。その33件のうちに、清掃が負担であって、どうにかしてほしいという回答が10件、つまり3件に1件の割合で何とかしてほしいという回答がやはりあっているようです。

それから、イチョウの木がある方もないかたも含めたところで、今後の清掃について町に頼んでやったらどうかという意見をお持ちの方が38%、約4割の方が、一番多いんですよ。そのほかに住民の当番制でやったらいいかとか、自治会で負担したらどうかとか、いろいろありますけれども、とにかく一番多いのは、何とか行政の手助けをいただいたらどうかという、そういう回答の結果でありました。

町がさまざまな業務をシルバー人材センターさんに委託しておりますけれども、シルバー人材センターがさらなる活動の場を確保、提供してほしいという、そういう趣旨の要望が議会のほうに上がってきまして、我々議員にもそれが配付されたんですけれども、行政当局に対してシルバー人材センターから同様のそういう申し入れ等はあっていないのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように、シルバー人材センターのほうから要請が来ております。長与は比較的シルバー人材センターを利用してます。私も定年退職後にシルバー人材センターに入っていて、そして雇用の場があるということは非常にいいことだと思っておりますので、そういうふうな形でお答えもさせていただきます。

議 長

(山口経正議員)

堤議員。

16番

(堤 理志議員)

今のいろんな答弁とやりとりをまとめてみますと、住民の方自体、この住民のアンケートの中で、やはりこのイチョウの木の余りにもばっさりとやったことに心を痛めてるという回答もかなりあるということが一つで、やはりそういうことから見ますと、長与ニュータウンのシンボリック的存在なんですよ。ですから、イチョウの12月、11月になると、黄色く色づいたきれい

な並木を、ああ、いいなということで楽しみにしてるというのが一つ理解していただきたいということと、それから、その一方で住民はだんだん高齢化して行って、その清掃に非常に苦勞をされてる。

何度も言いますが、10年前はまだよかったんですが、だんだん70歳、75歳の方がふえてきて、持病を持ったりとか腰痛があるとかいう方々にとっては大変な苦勞があるということがあります。しかも、この木の個体差が非常に激しくて、この木はもう黄色く色づいて、どんどん落ち葉が落ちてるのに、隣の木はまだ緑々して、全然落ちてない。しかも、落ち出すと、もうだらだらだらだら1カ月も1カ月半も、とにかく長期にわたって落ちるということで、これが1週間ぐらいなら我慢できるんですが、もう本当に大変な状況がある。

さらに、じゃあどうするかというと、非常に過度な負担になってる中で、シルバー人材センター自体を今、団塊の世代の方の生きがいか、まだ体を動かして社会に貢献できるぞという方もたくさんいらっしゃるって、シルバー人材センターさんも自分たちの活躍の場を期待してる。やはりこういうことを総合的に考えると、私は一番理にかなっているのは、木は木として生かして、そして落ち葉は黄葉を楽しんで落ち葉は落ちる、それをやはり行政の自助、互助、公助と言いますけれども、今、自助努力はされてます。公助で言いますと、子供会の方々も今、清掃先活動、町長もこの前ごらんになったかもしれませんが、そういう形で協力しております。あと、やはり公助ということで、そういった公的な支援というのも必要じゃないか、それがやはり幸福度を高めるまちづくりじゃないかと思いますが、こういう方法、あり方について提案をしてるわけですが、何らかの対応をとという検討をしたいということでしたが、ちょっともう少し踏み込んだ答弁が町長のほうからいただけないものか、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さんおっしゃってるように、自助、共助、公助というのがございます。ニュータウンがそういったシンボリックな存在であるということも十分理解しております。ただ、町としましても、この美しい町並みを、町全体見渡して、ほかのどのまちよりも美しいまちでありたいという気持ちは変わりはありません。したがって、そういう努力はしております。

ただ、ニュータウン以外に普通の一般の家もたくさんあるわけですね。そういったところもイチョウをつくっておられたりとか、いろんなことをしておられるところもあると思います。そういったところは、やはり自分のところは自分でやっておられるところもたくさんあると思います。そういう中で、やっぱり自助というのと共助というのは、今十分やっていただいておりますけれども、やはりそのところも検討していただいて、どうしてもできないところは私どもが出てやるということになるかと思いますが、現在ニュータウンにつきましても大変所管のほうも考えて、そういった清掃につい

では取り組んでいるかとは思いますが、十分できてない部分はあるかもしれませんが、そのあたりのところもお含みいただければというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

何か、いい答弁なのかよくわからないんですが、断言はできないとしても、そういうシルバー人材センターの活用も含めた検討はなさるのか、もう今の現状のままなのか。今の答弁で、何かちょっとわかりにくいので、そういう公助の部分でさらなる援助というのができないものなのか、もう一度お願いをしたいと思いますが。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

先ほど課長が申しておりましたように、清掃車を2回回すということで、それには議員さんもおっしゃったように、歩道の部分はどうかちゅうことで、例えば清掃車は車道を回して、その車道にシルバーの方に掃き出してもらって清掃車を走らせる。こういったいろんな取り組みをやって、今まで2回しかできなかったというようなものについても、いろんなやり方を工夫しながら、限られた予算の中で、例えば3回、4回できないかという、そういった検討も行ってまいりたいと思っております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

前向きな回答をいただきました。住民の方も全部を町がやれということは誰も言ってないんですね。自分たちもやるから、やっぱり大変な部分については若干のそういう支援もしたらどうかと。

それから、最後にちょっと誤解を与えないように申し上げておきますけれども、自治会の方でこのアンケートをとってやられておりますけれども、これはあくまでも自治会の方がとったアンケートで、また、これをどうするかという結論は自治会のほうでは出ておりません。私はあくまでも、このアンケートを活用させてもらって、自分なりの考えを言わせてもらう。住民、自治会は自治会で今後話し合って、何らかの要望が出るのかどうかわかりませんが、そういうことで、私も住民の1人として申し上げたところです。

それから、当然全体の奉仕者でありますから、私はあくまでもニュータウンのことを取り上げましたけど、当然、同じような状況にある他の地域、他の団地でそういうイチョウの木があるようなところがあれば、同じような平等な対応をしていって、これはもう当然必要なことだということは申し添えておきたいというふうに思います。

次に、地方公会計の取り組みについての質問をさせていただきたいと思うんですが、私も以前、改選前のときから総務委員会に所属しておりま

して、この公会計の進捗については現在の総務課長さん、たびたびレクチャーを受けて、進捗状況とか、どういうふうなことなのかと、総務省改定モデル云々というようにいろんな勉強会みたいなことをずっとさせてもらってるので、この内容についてはもう本当に専門家のほうが、行政の皆さんのほうがばっちりやっていたらと思うので、私は、何ですかね、この考え方についてちょっとお伺いをしたいというふうに思いました。

1つは、今最初の答弁の中では、基本的なこの現金主義に補完的に公会計を取り入れていくというような概念のお話がありましたけれども、もう少しわかりやすく質問を答えていただきたいのが、この自治体として公会計を取り入れるに当たって、官と民の会計の違い、それから、ここは留意しないといけないよねというようなところがあると思うんですよ。そこをもう少しわかりやすく御説明をいただけないでしょうか。何か考えてるところがあればですね。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

公会計制度につきましては、長与町の場合、若干ちょっと経過を申し上げたいと思いますけれども、平成20年度の決算から21年度に公会計の整備を始めております。毎年やってるんですけども、その公会計を整備するようになった背景というのが、行政の信頼の確保、情報公開の徹底、地方分権の推進、夕張市問題が出てきましたので、それでこの地方公共団体の財政状況が注目されてきたという、等々の背景がございまして、公会計の整備を導入する背景で、その後、整備の意義として、現金主義で今まで会計処理をやっていたんですけども、それを補完する意味ということで公会計を整備する。第三セクター等も含めた分を総括的に会計整備に取り組んでいく等々がございます。

官と民の違いという公会計整備に当たりましてという御質問ですけども、民の場合は、まず、もうけるというか、そういったものを追求する分でございますけれども、地方公共団体における公会計というのが、あくまで利潤を追求するものではございませんので、それにかかったコストとか、いろんな、同時に固定資産台帳の整備も義務づけられておるんですけども、それに対して今後どういうふうな費用が必要か等々を整備することによって、現金主義では補えない分を補完的に公会計を整備することによって充実させるという、ちょっと質問、答弁、適しているかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

今、後段のほうで言われたところが、まさに私もここを言いたかったところなんです、民間企業の存在目的というのは、もう御承知のとおり利潤を確保する、利益を上げる、売り上げ、収益を上げる。そのための手段として、

費用、コストをかけていくという、これはもう当然のことです。

これに対して自治体、それから公的機関の目的は福祉の増進、町長がよく言われるとこの幸福度を高めるといふ、これがやはり自治体の目的だといふふうに思います。それプラス教育活動であるとか、住民の安全安心ですね。税金や手数料収入を高めていくことが目的ではない、これはもう当たり前のことだと思うんですが、やっぱりここはきちっと押さえておかないといけないところだといふふうに思います、ちょっとここ、私のこの考え方が間違っていないかどうか、確認をさせていただきたいと思いますが。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

堤議員さんがおっしゃられる税金を上げるのが目的ではないということで、そういう御質問ですかね。

公会計整備というのは、原則、今現金主義で歳入が幾らあった、それに対する歳出があった、それに伴って決算、統計を出してるわけですけども、先ほども答弁いたしましたように、それでは見えない部分、各施設のコスト計算等々も新たな新公会計の統一基準に盛り込んでおられます。ですから、各施設の、例えばAという施設の行政コストの計算書が新たな公会計で出ると思うんですけども、それによって物すごく費用対効果が悪いっていう公会計で結論が出たといたしましても、その施設を即廃止にするのかっていうのは、そういう話にはならないと思います。あくまでも1つの基準に沿ってそういう数字が出たっていう資料の結果ということで受けとめていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

今、例えばAという施設の行政コストを計算してみると費用対効果が悪い、だからもうやめてしまえ、そうはならないということでもあります。このところが非常に今回、公会計を取り組むときにきちっと理解をしていかなくちゃいけないところじゃないかなというふうに思います。

ちょっと1つ例を挙げます。私は何度もこのことは言うんですけども、埼玉のふじみ野市というところで以前プールの事故がありまして、小学2年生の女の子が排水溝に吸い込まれて亡くなるという非常にショッキングな事故が起こったわけでありまして。この事故の背景が一体何だったのかというものがずっと自治体の中でも議論されて、直接的には非常に器具の不備が云々かんぬんですが、やはりその背景には、当時どの自治体も行革行革ということで、経費の節減、それから使用料収入に対して維持管理費がこんなにあるじゃないかということで、これをどうするんだというような話が非常にやられたわけでありまして。こういう形で、これ、赤字じゃないか、赤字じゃないかということで言われていきますと、結局、行政はこれを外部委託する、外部委託というのは図書館の例でも当然そうなんです、結局は人件費、安い

アルバイトさんを募ってさせるというような形につながっていくわけです。

ふじみ野市のプールはどうだったかといいますと、民間委託し、そしてそこが、受託した業者がさらに勝手に丸投げ、よそのまた違う業者に丸投げしとった、それを市の職員さんも全く把握できていなかったということで、職員さんが直接住民の安全に責任を負うという体制が非常に不備、うまくいかなかったというのがやっぱり大きな教訓じゃなかったのかというふうに思うんですね。この辺は事故調査のインターネット上でもありますので、ぜひ行政や議会に携わる人間は目を通しておくべきものだというふうに思いますけれども、こういった経緯を考えてみますと、住民の幸福のための公共施設なのに、維持管理削減ということで、安全管理がおろそかになって、結果的に住民の不幸を招くという結果になったわけであります。

目的とコストのあり方を間違えると、私は、同じような誤りを招くおそれがあります、このことを大変心配しているわけでありますが、やはりこの辺は非常に、今言われたようにA施設の行政コストがこれだけだ、収入はこれだけだというのがだっと出てきた中で、これをどう捉えるかという点では、非常にしっかり把握を、考え方をしっかり持つておかないといけない問題じゃないかと思うんですが、この点、いかがでしょう。

議 長 (山口経正議員)

総務部理事。 総務部理事

(宮崎 望君)

新たな公会計システムが今基準ということで示されて、マニュアルというのが来年の1月をめどに提供される予定でございます。それと、公会計システムのICTを構築して、国のほうがですね、平成27年度、年度が変わりまして早い時期に各団体に無償配付という予定でございます。

ですから、まだ具体的なそういう手順、マニュアルというのが今後示されるわけでございますけれども、その結果として、ただいま議員が言われるようなAという施設が非常に費用対効果が悪い、それはもう外部委託しなければならぬんじゃないかっていうような、そういう結論じゃなくて、そのアップデートといいますか、それが公会計で明らかになりますけれども、そういう施設の管理計画等については別途また総務省のほうで公共施設等総合管理計画の作成というのが要請が来てると思いますけれども、そこで十分検討をされるべきじゃないかなというふうに、あくまでも公会計というのは、現実な、そういうコストの計算ができるっていうことでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)

私は、ハードというんか、システムというよりも心構えですね、町の職員さんがどういう心を持って行政に当たるかという、そこの部分を聞いたかったわけであります。

ちょっと、なかなかかみ合わないんですが、そこで、公共施設の役割とい

うものについて、ちょっと考えていきたいというふうに思いますが、教育委員会のほうに事前にこういう質問をしたいということでお話をしとったんですが、公民館である、それから図書館、町民の文化ホール、それからプールですね、比較的住民の利用度の高い、こういった施設について、それぞれ余り時間がないものですから簡単に結構ですので、どういう目的でこれが存在しているのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

教育委員会次長。

教育次長

(和泉嘉彦君)

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

公民館につきましては、生涯学習の振興、人づくり、地域づくり、そういうふうなものをとり行う中核的な施設でございます。さまざまな事業を通して、住民の教養の向上とか、健康の増進、そういうことを図りながら生活文化の振興、それから社会福祉の増進、そういうものに寄与をしていくというような施設でございます。

それから図書館でございますけれども、地域住民の知る権利を保障する機関というふうにも言われております。そういうことでもございまして、住民の文化、教養の向上、また、調査研究、そういうものに資する施設というふうな目的で設置をされているものでございます。

それから文化ホールでございますけれども、文化振興の中核と申しますか、中心的な施設でございます。各種文化的な事業、そういうふうなものの開催の場であるということとともに、さまざまな学習、成果の発表の場と、そういうふうな位置づけで運用しておるところでございます。

それから町営プール、プールですけれども、総合公園の中にある体育施設の一つでございますけれども、25メートルプール、幼児用プール、それとウォータースライダー、こういうふうな施設を有しておるところでございますけれども、何と申しますか、競泳と申しますか競技力の向上、そういうことではなくて、どちらかという水に親しむ、そういうふうな憩いの場的な意味合いで運用をさせていただいてるというようなことでございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

堤議員。

16番

(堤理志議員)

今のお話をまとめますとね、私は例えば公民館であれば人づくり、それから図書館は知る権利を保障する施設ですね。いろんなこと、知識のとりでと申しますか、そういうことだと思えますし、文化ホールについては文化芸術を長与町、地方にしながらそういう高度な芸術に触れる機会がある、それからプールについても子供たちが、例えば泳げなかった子供がそこで泳げたり、水に親しむ、そういったことをトータルで考えてみますと、これを確かに入場者数という形では数は出ますけれども、例えばこの一つ一つのことというのは数値化ではできない問題なんですね。

例えば音楽、芸術を聞いた感動であるとか、本を読んで知識を得ることが数字になるかと、なりません。ですから、ただ単にこの施設が維持がこんだけで、収入が幾らで、だからこの建物の価値がどうなる、その価値判断をこの数字だけではできない。やはりこの施設はこういう設置目的であって、こういうふうな利用のされ方をする事によって町民の幸福度を高めているんだ、こういうことを私は職員さんも当然そのことはきちっと肝に銘じていらっしゃる方ばかりだと思うんですが、ここがないと非常に間違った結果を招くんじゃないかと思いますが、この点について私はそこを非常に危惧しておりますが、そういう心配がないようなやり方を、ぜひそういった職員方の周知が必要じゃないかとは私は思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さんがおっしゃってることは、私どもは常に常に考えてやっております。この普通の民間でおれば連結決算ということで、ばさばさ切っていて利益を確保するという事はありますけども、我々の場合はそういうことじゃありませんので、ただ、フォローとストックという面から見て、やはり自治体の経営というのがございますので、そのあたりと照合しながら運営を進めていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時31分～10時45分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、河野龍二議員の①新図書館建設について、②小規模企業振興基本法の活用について、③タクシー補助券についての質問を同時に許します。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

それでは、早速質問させていただきます。

質問に入る前に、1カ所だけ訂正をお願いしたいと思います。②の小規模企業振興基本法の活用についての2段目ですが、ここが「小規模企業振興策」となってますけど、ここも「小規模企業振興基本法」に変えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。①新図書館建設について。新図書館については、町民の期待も関心も高く、建設の進捗に大きな関心を寄せていらっしゃると思います。先日行いました議会報告会でも建設の場所や建設後のあり方など、多様な意見が出されました。特に榎の鼻区画整理用地の建設については、住民の声が反映されたのかの意見が厳しく指摘されました。この間、建設検討委員会などで協議が進められてきていますが、建設の場所については再度検討する必要があるのではないかと考えます。このまま強引に建設を進めるならば、待望の図書館が住民間に対立を含んだままでは喜ばれる図書館

になりません。

そこで質問いたします。(1) 新図書館建設の問題になってるのは土地の取得も要因になっていると思います。これまでも同僚議員も、そして私自身も質問してきましたが、再度質問させていただきます。(イ) 土地の取得についての協議は、いつ、誰が協議し、購入の意向を示したのか。(ロ) そのとき、財源についてはどのように判断されたのか。(ハ) 吉田町長は、その経緯をいつ、どのように報告を受けたのか。

(2) 図書館建設の住民の説明会をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

(3) 建設候補地を白紙に戻す考えはありませんか。

②小規模企業振興基本法の活用について質問いたします。

さきの第186回国会において、小規模企業振興基本法が成立いたしました。この法律において、国、地方自治体は小規模企業への支援の責務が明確にされました。長与町においても、今後基本計画の策定など具体的な支援策を明らかにしなければなりません。

そこで質問いたします。(1) 小規模企業振興基本法をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

(2) 基本計画などの策定など、今後のスケジュールはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

(3) 現状考えられる支援政策はどのようなものがありますか。

(4) 実績のあるリフォーム助成制度の復活は考えられないか。

(5) 学校給食に町内特産物、町内ブランドの活用を考えられないか、質問いたします。

③タクシー補助券について質問いたします。

本町では、健康維持向上政策として入浴補助券交付されています。以前からバス利用補助券の交付などの要望があり、関係機関とも協議がされてきた経緯がありますが、実現に至っていません。車の移動や歩行が困難になった方からは、県下の自治体でも行われていますタクシー補助券の交付を求める声があります。本町でもタクシー補助券の交付ができないか、質問いたします。以上、質問をいたします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

それでは、河野議員の御質問にお答えをいたします。

1の新図書館建設用地についてでございます。

土地取得の協議に関する時期につきましては、組合より要望書を受けた後、平成23年8月22日に決済を経しております。また、協議につきましては、財務課、企画課、教育委員会、都市整備課、水道課、下水道課などの関係各課において協議を行い、町長名により、各項目における金額、面積、期間については、今後、継続して協議いたしますと付記し、回答をしております。

特に、財源は、当時、国の補助金を最大限活用し、補助事業により行うこ

とを予定していたものと思っております。

次に、経緯の報告につきましては、平成24年5月に私が町長を拝命した折、関係各課と事業取組内容・課題等説明や協議を重ねていく中で、榎の鼻土地区画整理組合より平成23年8月4日付で出された要望書に関する町の回答書について報告を受けた次第でございます。

次に、2点目、図書館建設の住民説明会をするべきだと思いがという御質問でございます。そして、3点目、建設予定地は白紙に戻す考えはないかということにつきましては、あわせて回答させていただきます。

建設場所につきましては、重要な町づくりの審議を行う長与町総合開発審議会へ諮問し、答申を受けた結果、本年3月議会において榎の鼻区画整理事業保留地と決定した旨、報告いたしましたところでございます。

建設地についての住民説明会をするべきだとの御質問ですが、住民の皆様の中には賛否両論あって当然だと思っております。仮に、場所に関する説明会を開催したとしても、なかなか短時間で考えをまとめるのは難しいと思われれます。そういうことで、私は、審議会からいただいた答申を最大限尊重し、決定したというところでございます。

そういう流れで、現在、基本構想の策定に取りかかったところでございますので、この候補地につきまして、白紙に戻す考えというのは持っておらないところでございます。

続いて2番目の御質問につきまして、一括してお答えをいたします。

議員御指摘のように、小規模企業振興基本法が本年6月の通常国会で成立し、6月27日公布施行されたところでございます。

この法律は、小規模企業の振興の基本原則として、小企業者、おおむね従業員5人以下を含む小規模企業について、事業の持続的な発展を図ること、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することと定め、国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力などを責務として、国は小規模企業施策の体系を示す基本計画5年を策定するとなっております。

基本的施策としましては、1つ目として、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進、2つ目、経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進、3つ目としまして、地域経済の活性化に資する事業の推進、そして4つ目に、適切な支援体制の整備などの目標を掲げておるところでございます。

また、10月には、本基本法の計画的な推進を図るために10の重点施策を柱とした小規模企業振興基本計画が策定されたところでございます。長与町におきましても、事業所の多くは従業員5人以下の小企業者であり、これらの事業者がしっかりと地域に根差し、地域を支え、雇用を守っているということにつきましては、私も十分認識をしているところでございます。

現在でも、町内事業者に対する支援策といたしまして、小規模企業振興資金などの低金利による融資制度、プレミアム商品券の発行支援、地元商品券を活用した住宅用LED電球等導入費補助制度の実施、公共事業における地元業者指名への配慮、小規模修繕等契約希望者登録者制度等を行っている

ころでございますが、小規模企業振興基本法第7条の規定にうたわれました地方公共団体の責務を果たせるよう、今後とも小規模事業者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールをどのように考えているかとお尋ねでございますけれども、基本的には、国が策定いたしました基本計画の4つの目標、10の重点施策をもとに具体的施策を考えていくこととなりますが、重点施策の一つとして、各省庁及び県など、各機関との連携強化などに関する支援体制の整備が掲げられており、今後の各機関の動きも見ながら連携して対処してまいりたいと考えております。

今後の町内事業者に対する具体的な支援策につきましては、リフォーム助成制度も含めた小規模事業者の持続的経営に資する施策や、創業支援に関する施策などについて、関係機関とも十分協議しながら進めて行きたいと考えております。

なお、学校給食におきましては、既に、みかんやみそ、辻田白菜などの地場産品を使用したり、町内業者に材料の納入をお願いをしておったりしておるところでございます。

3番目のタクシー補助券の交付ができないかについてでございますけれども、現在、長与町では町内の温浴施設等を利用し、高齢者の外出の機会や健康づくりの場を確保し、要介護や要支援状態になることを予防することを目的といたしまして1,800円分の入浴補助券を交付しているところでございます。対象は年度内に65歳になられる方以上の高齢者の方で、町内5カ所の温浴施設とプール2カ所の合計7カ所が利用可能となっております。

また、バス利用補助券につきましては、御指摘のように幾度かバス会社と協議を行った経緯はございますが、回数券制度は既に廃止されており、スマートカードにつきましても3,000円からとなっております、財源的に断念したところでございます。さらに、タクシー補助券につきましても過去研究した経緯はございますが、介護予防の観点から高齢者の外出と考えると財政負担が大きくなるため断念したところでございます。

議員御指摘のタクシー補助について県内の状況を見てみますと、障害者に対するタクシー補助につきましては、全市町実施しているところでございますが、高齢者に対する補助の要件といたしまして、年齢制限のみが3市、そのほかは所得制限、介護認定者や介護サービス利用者のみなど、さまざまな制限を設けておるところでございます。

当町といたしましても、今後、介護予防を中心とした観点から、入浴補助も含め、高齢者の外出の機会や健康づくりの場の確保について改めて研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の新図書館建設ですが、これについて、(イ)のこの協議

は平成23年の8月22日に行われたということです。この協議は、先日同僚議員からの質問がありました、この敷地内にある都市計画道路の負担金の問題と上下水の関係と、あわせてこの公共用地の問題も、いわゆる3つをあわせて協議をされたのかなとちょっと感じたんですけども、先ほどの出席された役職の名前を聞くとですね。これまでなかった土地を購入しようというふうな結論を出すわけですから、十分な審議が、協議がされたというふうに思います。

少しその具体的な協議の中を、例えば参加した職員の皆さんから、財政的な問題も含めてちょっと困難ではないかというふうな、そういう意見も出なかったものなのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長

(松邨清茂君)

先ほどの御質問の件ですが、保留地の購入につきましては、以前からもお話をしているとおり、まだ金額等は確定してるわけでもなくて、組合のほうから1万平米の面積が確保できると、その中で事業計画に基づいた平均単価でいけば、こういった金額ですよという提示があっただけであって、この金額については今後継続をして協議をしていくという回答になってますので、その中で、この用地が必要とか、そういった財源でどうってというのは、その当時は検討はなかったと思いますけれども、用地買収については補助金等の最大限の活用をして購入はというのは考えはあったかと思います。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

つまり昨日の質問の答弁でありましたように、今後協議をしていくというふうな結論で終わったんですかね。いわゆる私がこの購入の意向を示したと、今金額も決まってません、土地の面積もどれくらい、おおよそこれくらいだというふうな提示はされたけども、じゃあ買いきましょうというふうな結論に至った会議なのか、それとも今後も協議していきましようというふうに至った会議なのか、どちらなんですかね。

議 長 (山口経正議員)
副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

今後協議しましょうというのは、前々から言っておりますように、金額、面積、それから期間等については今後もうちょっと詰めをしましょうということで、以前から申してもおりますように、まちづくりの観点から、その用地は先行的に取得していく必要があるのではないかということで回答をしていると御理解いただいていいんじゃないかと思います。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

もう一度確認しますが、じゃあ、ここを買いたまおうというふうな中で、この会議で決定したと、いわゆる採決を、決裁を受けたというふうになってますけども、それでいいんですかね。

というのも、先ほどの先日の同僚議員との質問にちょっとかぶるかもしれませんが、いわば、何ですかね、まだ買うとは決定、契約はしてませんよというふうに言われた。ですから、まだまだこれから土地のちゃんとした面積だとか、金額だとかを出していくんですよというふうな話をしておりますけども、ここの会議の場では買うというふうに決定したというので了解していいんでしょうか。それとも、今後ともこの問題については協議していきましようというふうなところで終わったものなのか、そこら辺を再度確認させていただきたい。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

その申し出があったことに対して買いたいという意向を示したということでありまして、逆に組合側が町より有利な条件があるところに処分をされても、こちらとすれば何も言えないというところはあるかと思えます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

わかりました。それで、ちょっと余り関係ないかもしれませんが、いわゆるこの会議は、この1日間だけでその判断を示したものなのか、時間的にどれぐらいの時間で協議をされたのか、その辺までわかれば少し教えていただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

先日の答弁で申し上げたように、この回答書の中身について各所管が回答を持ち寄って、例えば1点目の公共管理者負担金に関する件については都市整備課ですかね、水道、下水道の負担金については水道課下水道。2番目に、今問題になってるこの用地の購入につきましても、どこやったか、あれ。この土地に関係する財政とか、企画とか、そういったものを持ち寄って回答の内容について協議をこの会議でしたと、最終的な会議をしたと、それぞれの所管がこの回答の内容を持ち寄って会議を開いたという、こういう経緯でございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

何を聞きたいかという、やはり5億円という相当なお金なんですよね。そのお金を動かすときに、どれぐらいの調査研究をして、やっぱりやろうというふうな決定を示すものなのかというところが、少しお伺いして、余りに

も簡単に決めてしまってる部分があるんじゃないかなってちょっと思ったんで、じゃあその経緯として、どれくらい時間がかかって、十分調査をされたものなのか、その辺があれば少し教えていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)
一番最初に組合のほうから要望書という形で、役場のほうに要望書というのが上がってきております。この日付が23年の4月の19日で、組合のほうから要望書が上がってきてます。それで、以前から回答しております8月29日の回答書なんですけど、これが23年8月22日の決裁という形で通ってますので、その間、各課で協議はずっと詰めていたものでございます。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
了解しました。

財源については、その当時、国の補助金を有効に活用してというふうには非常に曖昧な、活用できるかどうかかわからないところで判断された状況がありますけども、それについてはなかなか議論にならないと思いますんで、次に、じゃあ町長が聞いたのが、先ほどこれも同僚議員の質問でありましたように、町長に就任されたときということで、これをお聞きしたときに町長はまず一番最初の感想として、どのように思われましたか。そこを再度、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)
私も民間から来て、この行政についてまだ十分把握できないところでしたので、内容につきましては本当にどういうものかということで私も知りたいというような気持ちで伺ったところでございます。

それと今、議員おっしゃっておりますことにつきまして申し上げますと、やはりこれだけ大きな350世帯が張りつき、そして流通、そしていろんなものが来て、1つの大きなまちができるわけですね。そのときに、この当時の町長さんは、1つ私も教わったんですけども、やはりこれだけのまちができるときには先行投資してまちづくりをしなくちゃいけないと、一般の、これは組合施行ですけども、民だけではまちはできないわけでありまして、そのために道路をどうつくろうとか、上下水道をどう配置しようとか、いろんなことを考えます。

そして、5億円は高いということですけども、これはつくったあげくは固定資産税も入ります、そして法人税も入ります、そういったことも考えるわけですね。だから、そして5億円の土地は残ります。私はそういう中で有効利用を考えていっても十分いいんじゃないだろうかというようなことも考えて、この分については、まちづくりのために民と、やっぱり役所が一体とな

って、このまちづくりしていかないと、せっかくこれだけの大きなまちができるわけでありますので、皆さん方から、ああ、いいな長与はって思われるようなまちづくりというのを私、目指していきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

町長に就任した直後で、そこまでいろいろ判断をされたというのはすばらしいなと思うんですが、1つちょっとお伺いしたいのは、町長は就任される前、何でしょう、新町長としての考え方をいろいろメディアにも乗せられてきた経緯があります。

そこで、実は同僚議員の一般質問でもあったんですけども、町長就任して直後の、これは長崎新聞のインタビューだったんですかね、町長はですね、大型公共事業を見直して、いろんな町長のやりたい施策をそこから予算を捻出していきたいというふうな発言をされてるんですよね。私も町長のマニフェストのお話を聞きに行ったときに、いろんな大型事業がありますと、長くかかっている大型事業があるんで、そういう予算をいろんな意味で見直していきたいというふうな発想で言われてたと思うんです。

町長に就任されて、しかしそこら辺はまた現実できてない部分はたくさんあると思うんですが、一方で、この大型事業をすぐさま進めようというふうな判断をされたというのは、ちょっとその就任前の、就任された直後の町長の姿勢と、すぐこの先ほどのようなお話を聞くと、ここに大きなまちづくりで5億円の非常に大きな予算だけでも必要だというふうにされたというのが、少しこの新聞のインタビューからすると逆さまじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですかね、町長、その辺の判断は、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

要するに今でも変わってないんですよ。ごみ焼却施設もそうだったですけども、この組合施行でやるっていうことも決定路線で動いておりました。その中で、やっぱりどうしたら効率よくできるかなというようなことをやっぱり考えました。今でもそれは変わってません。

やはりいろいろなことをやっていますけども、これはどんなんして、もう少しお金がかからんようにできないものだろうかというようなことを今でも考えております。そして、ハードよりも、むしろ今ソフトの部分を強化しなくちゃいけないということで、教育とか、文化とか、そういったものをやはり長与町は今からしていかなくちゃいけないんじゃないだろうか、そして住民の皆さん方の便宜等々を図るために土曜日開庁をして、できるだけ労力が少なくて済むような形にできないものだろうかということは今でも考えておりました、そのあたりにつきましては当町の町長になったときも今も変わっ

てないということでございます。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

1 8 番

(河野龍二議員)

そういう考えが変わってないなら、いろんな今意見が出てますよね、もう十分町長も御存じだと思います。ここに5億円のお金をかけなくても、現地で建てかえたらどうかって。それはその予算面でも財源の面でも非常に、いわば土地購入費がかからなくていいわけですよ。

変わってないなら、先ほどの説明会をもうしないというんじゃないですか。何かもう、そういう声を聞かなくて、このまま突き進むよじゃなくて、やっぱりそういうふうに、特にその思いは変わってないというふうな形で言われましたけども、これも先日の同僚議員の質問で、町長は多様なニーズの把握に努めていくというふうに、この議会の場ではっきり応えてるんですよ。多様なニーズがあるならば、説明会しないというふうな形じゃなくて、町長の思いを理解してもらうための説明会を開くべきじゃないですかね。どうですか、町長。

いや、何で副町長が。町長に聞いたんです、町長に。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

これを開くために、まず今の場所というようなことでおっしゃってますけども、今の場所は狭隘であるという観点から、新しいやっぱり、ある程度再配置も含めて、これは国からも強靱化とか、耐震の問題もあります、いろんな問題も含めて今から2年、3年かけてこのあたりの耐震、強靱化というのはやっていくわけでありますけれども、やはりそういった中で考えていかなくちゃいけないということが1つあります。

そして、これはもう図書館の場所につきましては、随分再三お話ししますように、もし今のところに建てかえるとするということで、1回これも協議をしております、庁内でも、そして、皆さん方の意見も聞いている。議会でしたかどうかというのは私はよくはわかりませんが、ただ、これについては場所の問題でなくて、図書館につきましてはアンケートもとって、どういふところがいいだろうかということで皆さん方の希望も聞いております。そしてまた、町民の代表としてコンパクトシティ構想推進委員会の皆さん方にも諮っていただいて、どうしたらいいものだろうかということをしております。

そしてまた、議会の中でも場所につきましては、コンパクトシティ構想推進委員会が出されたことにつきましては皆さん方のほうにも話はしております。そういった形で、一つ一つ皆さん方に対しては説明をしながら私は来ておると思います。そして、この候補地につきましては、やはりそれぞれここがいい、あそこがいいという方はたくさんいらっしゃいます、それは。しかし、それを一つ一つ、何ていうんでしょうかね、できるだけそれは伝えよう

としますけれども、そのあたりにつきましては、今るる申し上げましたけれども、そういった手続の中で御理解をいただけないもんだろかというような形で進めておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

冒頭言いましたように、もう町長も既にいろんな意見があるちゅうのは御存じですよ。そういう意味では、町長が考えてるこの建設の、もうその図書館をやっぱり理解してもらうためには説明会をする必要ない、だから、そういう形でやったらどうですかって私は言ってるんですよ。場所をどうですかって聞くんじゃないで、町長がこういうものをつくりたいという説明会を開いたらどうですかというふうに言ってるんですよ、私は。それもできないですか。やっぱりそういうことをすべきじゃないかな。

やっぱりこの前段申しましたように、こういう住民間にいろんな意見がある中で、これ建ててもずっとしこりが残っていきますよ。ですから、町長がいろんな意見を持ってる人たちに、これでどうですかという理解を示す説明会すべきじゃないですかね。なぜできないのか、ちょっと私には理解できないんですけど。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

今、議員さんの御質問を聞いている範囲でちょっとわかりづらいところがあるんですが、場所の問題なのか、今度どういうふうな図書館をつくるのか、どちらのアンケートをとるのかと。

今現在は、町長が3月に表明しましたように、今の区画整理の中の用地を利用して、そこに図書館を建てようと、そういう方向性で検討委員会も立ち上げていただいて、内容についても今精査をさせていただいております。8回ほどの会議も開く予定でおります。それができ上がったら、パブリックコメントも出すということまで言っております。それで、だからその場所なのか、図書館なのか、ちょっと場所ですまず限定しますと、以前議員からも御指摘ありましたように、現在地は駐車場が少ないということが図書館を利用してないということの原因だということでは言われております。

図書館協議会の中でも今の区画整理では高台にあると、それから商店街の活性化につながるんだろかという、ちょっとデメリットの面も指摘されておりますが、それについては先日からるる申しますように、コミュニティーバスであるとか、公共交通を整備するとか、それとか動線を整備してとか、いろんな対策を打てます。ただ、駐車場だけは、ここの範囲で広げるということはまず不可能です。もっと周辺を買収してたら、いつになるかわかりません。そういうことも総合的に勘案して、町長はこのような判断を下したということをお理解いただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

当然、場所が問題になりますよね。図書館を建設したいと、だから、この建設、ここにつくりたいんだというふうな説明会をすべきだと思うんです。できないんですか。だから、じゃあってなってくると、その建物の話になってくると思うんですよ、場所だけの問題じゃなくて。だから、まずはそこで、ここにつくりたいというふうな思いを、やっていいじゃないですか、できないんですか。昨日の同僚議員の質問でしたかね、期限が短いからって、ちょっと政策課長から言われてましたけど、別に期限があるわけでもない、よりよいものをつくろうと思うなら多少時間がかかっても。

特に、私たち図書館の視察を行ったときに、以前も同僚議員からもありましたけど、小布施町なんかは住民の皆さんがどんどんどんどん図書館建設のそういう話し合いに参加して、やっぱり住民の皆さんで作り上げたというふうな、そういう思いの図書館。やっぱり堂々としてましたよ、館長さんも、そういう話では。そういう思いが、やっぱりそこに思いが募ってくると喜ばれる図書館になるはずですよ。しかし、今のままではそうならないと私は思います。ですから、もうできないんですか、したくないんですか。どちらですか、お伺いします。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

できないとか、したくないとか、そういう問題ではなくて、住民の意見を聞けということですけども、議員皆さんは住民から直接選ばれた選良でありますし、皆さん方にもる町長が3月に表明する前にもこの問題についていろいろ議論されて、それについて説明をしております。なおかつコンパクトシティ構想委員会というところの中で、場所を5カ所か設定して、それについておのおのメリット、デメリット、そういうものについて協議をいただいて最終的に2カ所残ったと、その中でこちらを選択したと。ですから、住民の意見を無視してるとか、そういうことは一切私はないんじゃないかと思えます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

それでもね、いろんな声が出てくるわけですから、すべきですよ、まちを行政運営としてやるならば。これは、それこそそうしてくれという要望が出てきた場合、どうしますか。それでも無視しますか、この議会の場だけじゃなくて、どうですか。というのも、議会報告会でやはりそういう声がある、もっと聞いてほしかったと、声を。もっと聞いてほしいって要請があるなら、応えるべきじゃないですか。なかなかこれは、また同じ答えが出てくるのかもしれないけども。

じゃあ、質問をちょっと変えますが、私この議員として、この間、いろん

なまちの公共事業に指摘をさせていただきました。もう皆さん方も既に御承知だと思うんですけども、高田南の土地区画整理事業の問題だとか、あとはこの西高田線ですね、西高田都市計画道路の問題。これの道路なんか総延長が1キロ300ぐらいしかないのに40数億かかると、1メートル単位にすると約300万ぐらいの道路をつくると、こんな道路が果たして必要なのかという部分も指摘してきました。文化ホールが建設される時も、私既に議員で、当初、公園整備が、あそこ中尾城公園をずっとつくるというふうな計画だったのが急遽文化ホールに変わって、文化ホールで約17億でしたかね、お金がかかると。それも指摘をして反対しました。

この間、その指摘をする中で、この部分は今お金が使われて、いろんな事業がされてますけども、もう一方、西彼町にごみ処理場をつくる計画がありました。この問題も建設当初から指摘をして、つくるべきじゃないと。結果は実行されずに、まちの負担だけが残ると。幸いに土地の所有権とその道路建設費を相殺して、平成30数年でしたかね、この支払いがとまることができた。また今度、南部広域水道事業、これも指摘をさせていただきました、必要なのかと。これも結果、進めただけお金の負担ばかりが残ると。この図書館建設もね、いざ踏み出したら建設された後に住民の皆さんからいろんな不満が出たと。文化ホールも今でも出ますよ、高台に建設されてという。そういう不満に対して、今のところどれくらいお金がかかろうかわかりませんが、20億だとか25億だとか言われてますが、そういう予算をつぎ込んで、いや、あんなところという声が出てきたときに責任持てますか。

それはね、お金は湯水のように湧いてくるんじゃないんですよ。皆さんの血税でいろんな事業をしていくと、そういう意味では、皆さんの声を十分聞いて、少なくとも多くの皆さんが納得するというふうな形での建設を進めないと、不満が出てきたときにどうやって責任とりますか。

これを先ほど説明したもろもろのお金ばかりが出ていった関係も誰も責任とってないんですよ。また同じ過ちを繰り返すのかというところでは、皆さんが合意できる、納得できる方向で建設を進めるべきだというふうに思いますんで、再度この問題をどう考えていくか、ぜひ検討をしていただきたいと、いわゆる町民の説明をしていくという部分、もうこれしかないと思うんですよ、私は。議会でいろいろ議論しても不満の声はたくさん出てくると思うんですよ。ですから、住民の皆さんに納得してもらえる形での方向性を出していくべきだというふうに思いますけども、町長のもう一度考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、河野議員からいろいろ指摘がありましたけども、当時は当時のやはり状況があって、文化会館にしても、当時はわかりませんが、しかし今こうやって皆さん方、高台にあるかもしれませんが利用していただいております。そしてまた、ごみ焼却場も長崎市に託するよりもはるかに安いお金

でできます。だから今、議員がおっしゃってるように、じゃあやってきたことが全て失敗なのかというようなことではないかと思うんですね。

そして、今回もこの図書館については皆さん方にお諮りしております。そして、皆さん方は一堂に来ていただいてお話ししたときに、そういった意見はひとつも出なかったですね。河野議員からもそういった意見はでなかったですよ。

そしてまた、この図書館をつくるに際しても、私はまちづくりの一環として考えております。私たちは責任を持ってこれをやっていくわけですので、そのことにつきましては、やっぱり私たちも皆さん方から大変喜んでもらえるような、町のためになるような施設として、そして何とかお金も工面できるように、税金等々を使ってふやすように、税金も、そういった形の中でこういったものが運用できるようなことを工夫をしてやっていかなくちゃいけないと、それが税金を有効に使うことではないかなと思っております。だから、今、先ほど言われましたけども、今から先、まだこの図書館については皆さん方にもいろんな形でお諮りをしてまいります。そういう中で、いろんな御意見も出していただければと思っております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

ちょっとよくわからんです。説明会をしないんですか、じゃあ。そこだけお伺いしたい。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

先ほどから議員の御意見、いろいろお伺いしております。その当時、自分は反対だ云々とおっしゃってます。ただ、それについては、執行部側は多分議会の議決をもらっているはずです。議会として行政の執行権については否決というやり方もあります。皆さんに、そこで反対があれば、このように一般質問等々で議論を聞かせればいいことでありまして、自分は反対したからといっても、議会の一員である以上、議会の議決ということも十分重く受けとめていただきたいなと思っております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

1 8 番 (河野龍二議員)

十分わかって話ししてるんですよ。じゃあね、この図書館、不満が出たというときにどう責任とりますか、あんたたち。責任とれますか、とれないでしょう。私はそのことを言ってるんですよ。だから、その責任をとれない状況にありながら、住民の声は聞かないっておかしいでしょう。だからね、十分聞いてきた、聞いてきたって言うけど、いまだ不満は出てるじゃないですか。議会の中でも何人も質問してるじゃないですか。

議 長 (山口経正議員)

副町長。
副町長 (鈴木典秀君)
全くしないというつもりもございません。先ほどから言っておりますように、基本構想等々ができ上がって、必要であると判断しましたら開催することもやぶさかではないと思っております。

議長 (山口経正議員)
河野議員。
18番 (河野龍二議員)
それじゃあ遅いんですよ。あのね、お金を払うという形になると、結局そこに既成事実をつくってしまうわけですよ。その前に、やはりきちんとどうするかというのを、住民の理解を得るといって得ないといけないんですよ。

昨日から町長が言われてた、県庁はどうですか、市役所はどうですか、高台ですよというふうに言われましたけども、いいか悪いかは別として、今県庁、また下におろそうとしてるじゃないですか。市役所も下におろそうという計画があるじゃないですか。なのに図書館を上につくろうという、ちょっと違うんじゃないですか。

役所の役割と図書館の役割、違うわけですよ。役所は目的が、そこに行けないと達成しないわけですから、図書館は行ってみようかなという雰囲気を持たせる必要があるわけです。町長、きのうからそういう説明してたでしょう、県庁は高台ですよ、市役所は高台ですよって。しかし今、建設移転予定地、先ほど言いますように、いいか悪いかは別として下におりてきてるんじゃないですか、どうですか、町長、その辺は。

議長 (山口経正議員)
町長。
町長 (吉田愼一君)
いや、私が申し上げましたのは、県庁が今ある、そして市役所も今ある、そして県立図書館もありますよね。カナリーホールもあります。そこは今の状況を見て、皆さんはそれを高台と思って使用しているかということ、そうじゃないと思うんですよ。それが今から下におりていくのは、高いから下におりていくわけじゃないわけでしょう。だって、土地がそれだけない、海を埋め立てて土地ができた、だからそこに持っていくんであってね。

土地の有効利用っていうのは、そのときそのときにやっぱり最高のところに建てるんですよ。そして、それを見て、じゃあ皆さん方が、あんな高いところに県庁をつくって、あんな高いところに市役所をつくるって言いますか。皆さん、やっぱりそれはバスを使ったりとかしながらやっていってると思うんですよ。

そして、図書館につきましても、今アンケートをとってみたら、今の場所では来にくいということ言うわけですよ。なぜ来にくいかというと、いわゆる駐車場も少ないというようなことでございます。だから、今は図書館の本当の近所の人たちが利用してるというような結果が出ております。でも、榎の鼻につくりますと、それこそ岡郷から本川内郷から、百合野から、どこ

からでも来られます。そして、車もとめられます、ゆっくりしたスペースができます。それこそ長崎からも来られると思うんですよ。そういった面で言えば、しかも図書館だけじゃなくて、図書機能といろんな情報発信を備えたものも検討していこうじゃないかと、そのためには、ある程度の土地がないと、これはできません。そういったものを全て勘案した上で私たちはこうして提案をしております。そして、皆さん方の御意見も聞いているというようなことでございます。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

議事録を確認をさせていただきたいと思うんですけどもね、町長、昨日からの答弁の中で、あそこは高台ですよというふうに言われてたんですよ。今ちょっとまた発言が変わったんですけどもね、まあまあ、そういう考えもあったというふうには理解していきたいと思えますけども、私はやはり、先ほど副町長からも、しないとほ言わないということでしたから、ぜひこれはそういう形でやっていただきたいというふうに思います。この問題は、やはりここをクリアしていかないと、何度も申しますけども、できた後が遺恨を残すような図書館では絶対喜ばれることがありません。住民の皆さんの理解を十分得て建設すべきだということを再度要望しておきたいと思えます。

続きまして、2点目の基本法の活用について質問いたします。

ちょっと熱くなってしまったんで、何を質問してよかったか忘れてしまったんですけど、冒頭要望してた形の中で、リフォーム助成制度も視野に入れて協議していきたいということでもあります。1つは、このスケジュールですが、いつまでにこの基本計画という策定が必要になるのか、その辺を少しお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部 長 (松尾義行君)

この小規模企業振興基本法における基本計画の策定のスケジュールということで御質問をいただいておりますけども、法律上はこの基本計画をつくり出すのは国がつくるということになっておりまして、これは県とも相談はしておりますけども、県とか、そういった地方自治体で必ずしもこの基本計画まで策定しなければならないということにはなっておりませんので、今のところ、基本計画をつくるということでは考えておりません。以上です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ただ、国がつくるにしても、国に対していろんな成果の報告だとか推進の方針だとかというのは出さないといけないんじゃないですかね。その辺はどうなってますか。

議 長 (山口経正議員)

企画振興
部 長

企画振興部長。
(松尾義行君)

確かに、おっしゃるように計画そのものは義務化されているわけではございませんけども、国の基本計画におきましても、その基本計画を実行のあるものとして総合的に展開していくために、関係省庁、地方公共団体、それから商工会等の支援機関、それぞれが国の基本計画に掲げられた4つの目標達成状況を把握する、それから講じた施策でありますとか、そういったところについての評価といいますか、国の場合は小規模企業白書ということになってくると思いますけども、そういったところで広く公表をしていくと。それから、施策の効果を検証して、見直しを図るというような、いわゆるPDCAということでしょうけども、そういったことを5年ごとに見直しを図っていくということをやられておりますので、これにつきましては私どももその施策における何らかの目標と、これを数値目標とするのかどうかはちょっと検討が必要だと思いますけども、そういったところでの目標の設定であるとか、評価といったところにつきましては、何らか考えなければならないと思っておりますが、これにつきましては一定ほかの、例えば県でありますとか商工会等、そのあたりと連携して、ある程度の整合性が必要かと思っておりますので、これにつきましては今のところ、ちょっとそういった調整も必要ですので、時期を明確にするということは今のところはできません。以上です。

議 長

(山口経正議員)
河野議員。

18番

(河野龍二議員)

一定早い時期に方向を示す、この法律ができたそのものの趣旨が、やはり今の地方経済が非常に衰退していると、それは今経済状況もありますし、人口の減少で中小業者にとっては担い手の不足だとか、そういう課題があって、やはりそういうのをいかに防止、防止と言うたらおかしいかもしれませんけども、抑えていくかと、新たな地方都市で自営をしたい、企業を起こしたいという人々をふやしていくかという部分で、ある意味、即効性がないと、ゆっくりやられても地方経済はどンドンどンドン日々衰退していく形になっていくと思うんで、その基本的な方向性だけでも、いわゆる実は来年度に当たってはこういうものがというふうなものがあれば、なければ、来年度中そういう計画を練りたいというのがあるのかどうなのか、少しお伺いしたいと思います。

議 長

(山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興
部 長

(松尾義行君)

確かに議員言われますように、今までも中小企業基本法というのがございまして、いろんな施策が打ち出されているわけですが、そういったところ、近年のところを見ますと、例えば海外、国内外の競争力に打ち勝つような、そういった組織の強化でありますとか、人材の育成といったようなこと

をうたった施策が多いかと思います。

実際、じゃあこの町でどうかといいますと、製造業で言いますと、その製造品出荷額が50億程度しかない町でございますので、じゃあ海外で打って出て成長しようというような、そういった施策というのはなかなかマッチしないのかなということで、今回の小規模基本法につきましては、そういった大きな成長は考えてないけども、持続的にやっていきたいとか、起業、創業といったようなところが大きな柱ということになってると思いますので、具体的な施策としましては、先ほども答弁にありましたけども、リフォーム等において持続的にやっていくような方法でありますとか、今まで町独自ではやっておりませんけども、起業とか創業、そういったところでの支援ということにつきましては考えていきたいと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ぜひ、いろんな形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も企業者じゃないんで、素人のところがありますんで、単にそういう声を聞いただけの発言になります。やはりいろんな形で、いろんな声があると思うんですね。これも先ほどの問題とはまた別ですけども、やはり今度の法律の中で、企業のそういう実態だとかを十分調査して、どういう施策がいいかというふうな部分も具体的にやるべきだというふうな形の解釈があります。そういう意味では、いわゆるこういう事業者としての、中心は商工会になるかもしれませんが、先日もありましたけども、商工会にかかわらず、いろんな起業をしている人たちの声を聞く場というのを検討されていらっしゃるのか、その辺はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

検討の場といいますか、協議の場につきましては、昨日も申しあげましたように商工会等との意見交換、あるいはそういった事業主さん等との意見交換についての打診もいたしております。そういうものを含めて、今後の施策については十分協議しながら、具体的な施策を早い時期に出せるように町としても検討をさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

先ほども申しましたように、やはりいろんな形でスピードアップしてもらって、やはり町内の中小企業が元気になると、町内の中小企業が元気になれば、当然いわゆる町内、内需拡大が起きて税収にも反映されていくというふうになると思うんで、ぜひ早急な形でやっていただきたいと思います。

あともう一つ、私、学校給食の問題でちょっと質問をさせていただいてました。

既に町内の地場産業を活用する、ミカンだとかいろいろなものを活用してるというふうに言われてましたけど、やはり一定の、何と申しますか、購買数がなければ、なかなか生産者も思い切ったことができないというふうに思うんですよね。私はもう常々、学校給食は約町内で4,000食ぐらいですか、それぐらいつくってるということですから、これも一部の小さな事業所にそれだけ賄えちゃうのは不可能かもしれませんが、特にこの自校方式をとってるところでは数は少ないわけですから、そういったところを計画的に行うと、その販路がふえていくんじゃないかなと。そうすると生産者も、また、いろんな加工業者も非常に元気も出てくるし、経営にも弾みがつくんじゃないかなというふうに思いますんで、この部分も現在やってるからということじゃなくて、方向性をもう少し検討していただけないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

自校方式を4校がやっておりますけど、4校は共通の献立をしております、各校が別々の献立ということではございません。給食センターで1つ、4校で1つという献立を今採用しているところです。

ただ、地場産をどうしていくかという問題につきましては、栄養教諭ともよく話し合います、今そこに上げてますけど、ミカンを中心に安全安心で安定供給ができるという、ここを重視しながら、これからもまた取り組んでまいりたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

これ、要望しておきます。教育委員会だけじゃ多分ちょっと困難だと思うんですよね。やっぱりこの町内経済の問題を考えると、これはぜひ教育委員会だけの判断じゃなくて、そこを含めて企画も含めて一緒に協議していただければ、何らかの方向性が出るのかなというふうに思いますんで、これは要望としておきます。

あと、ちょっと時間も少なくなりましたが、最後にタクシー補助券ですけども、これについては今後研究していきたいというふうな形で言われてました。導入に向けて研究していきたいというふうな考えなのか、そこを再度、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

タクシー補助券の件なんでございますけども、現在、さまざまな形で高齢者の方の外出、あるいはそういう形で入浴補助券っていう形で実施してるわけがございます。バス券等もありますし、タクシー助成という選択肢もいろいろあるかと思えます。ただ、総合的に、やはり財源的なものも含めまして

- 高齢者の方の外出支援にどうしたら役立つのか、そういうのを1つ検討させていただければというふうに思っております。
- 議長 (山口経正議員)
河野議員。
- 18番 (河野龍二議員)
今のはタクシー補助券だけじゃなくてという、全体的にという、ちょっとそこら辺がタクシー補助券も検討の視野に入れてらっしゃるのかどうかですね。
- 私もこの質問をする前にいろいろ調べてみたんですけども、金額の面だとか、いろいろ確かに各自治体ばらばらですね。でも、やはりそこが要望があるのは、その高齢化が進んでいく中で、特に長与のもそうですけども、団地がやっぱりずっと高台にあると。若いうちは車を運転してたけども、それが不可能になってくると、じゃあバスが便利よくあるかちゅうたら、そうでもないということですから、やっぱりそこに急に出たい、今出たいと思ったときに、すぐ出られないとなると逆に閉じこもってしまうという可能性があるということで、そういうのを促す意味でも、こういうのがあれば非常に住みよいまちになるんじゃないかなというふうに思いますんで、何度も聞くようですけども、タクシー補助券も含めて研究していきたいというような形で、再度お答え、答弁を求めてよろしいでしょうか。
- 議長 (山口経正議員)
介護保険課長。
- 介護保険課長 (松浦篤美君)
当然、公共交通機関の体系も含めまして、高齢者がどうしたら外出し、介護予防につながるか、そういう意味も含めて、議員御提案のタクシー補助券も含めたところでいろんな高齢者の施策について研究させていただければというふうに思っております。
- 議長 (山口経正議員)
河野議員。
- 18番 (河野龍二議員)
ぜひこういう部分でもう、元に戻りますが、図書館にそれだけのお金をかけようという思いもある。それはお金がかかるのはもうやむを得ないところもあると思います。ただ、やっぱりこういう声もあるということで、やはりお金の使い方というのを十分検討すべきじゃないかなというふうに思いますんで、お金の使い方をうまく活用して、こうした要望にも答えていただければというふうに思いますので、要望として質問を終わりたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)
場内の時計で13時まで休憩します。
(休憩11時45分～13時00分)
- 議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。
通告順13、安藤克彦議員の①フッ化物洗口の推進について、②さらなる

ごみの減量化への取り組みについての質問を同時に許します。

6 番 (安藤克彦議員)

皆さん、こんにちは。それでは、早速質問に入らせていただきます。今回、私は2つのテーマで質問を通告しておりますので、順次進めたいと思います。

まず一つ目は、フッ化物洗口の推進についてということで行います。長崎県は、平成22年6月に、長崎県歯・口腔の健康づくり条例を定めました。その中で、平成29年度までに県内全ての保育所、幼稚園、小学校でフッ化物洗口の実施を目標に掲げています。本町でも、この取り組みに対する関連予算を計上し、実施に向けた協議がなされているものと思います。

そこで、以下の点を質問いたします。一つ目に、本町児童生徒の齲歯、いわゆる虫歯の状況及び他市町との比較についてお伺いします。

二つ目に、事業推進に対する現在までの進捗状況と今後についてお伺いいたします。

三つ目に、町単独で既に実施している施設、保育所等における事業効果についてお伺いいたします。

二つ目に、さらなるごみの減量化への取り組みについてお伺いいたします。

長与町、時津町、両町民の念願であったクリーンパーク長与、これは町長の初日の行政報告の中にもありましたけれども、可燃ごみのいわゆる熱回収施設がこのような名称に決定しておりますが、平成27年1月には試験操業、4月からの本格稼働に向けて大詰めを迎えております。この施設の完成により、今まで長崎市に委託を行っていた可燃ごみや粗大ごみの中の可燃性物質は、新たな施設での処理へと移行されます。

本町では、これまでも町民の皆様の理解のもと、ごみの減量化に向けてさまざまな取り組みが行われてきました。また、保健環境連合会や環境サポーター、コミュニティ、自治会等の啓発活動も減量に向けて大きく貢献しているものと思います。

そこで、以下の点を質問いたします。一つ目に、一般家庭からの燃えるごみの排出量が毎月広報ながよに掲載されておりますが、掲載の意図と効果についてお伺いいたします。

二点目に、さらなるごみの減量化へ向けて大きく目標を掲げ、町民に周知し取り組んでいく必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

三つ目に、現在無料で行われている粗大ごみの回収については、減量化の観点、受益者負担の観点、違反ごみ対策からも、有料化してもよいのではないのでしょうか。また、高齢化時代に対応した個別収集も検討していく必要があるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、フッ化物洗口の推進についてということで、安藤議員の御質問

にお答えをいたします。

1 番目 1 点目の本町児童生徒の虫歯の状況及び他市町との比較についてという御質問でございます。平成 25 年度の 1 人当たり平均虫歯数についてお答えをいたします。

まず、長与町ですが、4 歳、1.5 本、5 歳、2.45 本、小学校からは永久歯の本数になりますが、小 1、0.05 本、小 2、0.1 本、小 3、0.3 本、小 4、0.32 本、小 5、0.54 本、小 6、0.64 本、中 1、0.76 本となっております。長崎県の平均値は、4 歳で 1.93 本、5 歳で 2.62 本、小 1 で 0.08 本、小 2 で 0.19 本、小 3 で 0.36 本、小 4 で 0.51 本、小 5 で 0.69 本、小 6 で 0.89 本、中 1 で 1.17 本となっており、各年齢とも、長与町の平均虫歯数は県平均を下回っておるところでございます。

2 点目の事業推進に対する現在までの進捗状況と今後についてという質問でございますけれども、7 月 14 日に第 1 回長与町フッ化物洗口推進協議会を開催し、協議会設置の目的などの説明、歯科医師によるフッ化物洗口事業の現状についての講話、長与町の子供たちのむし歯の状況等を報告し、フッ化物洗口事業の実施要綱案について提案を行いました。そして、11 月 20 日に第 2 回目の協議会を開催いたしまして、委員の皆様にも、長与町フッ化物洗口事業実施要綱の案について御審議等をしていただきました。

今後は、実施要綱の公布を行い、その要綱に基づき、関係各位とさらなる協議を重ねながら、平成 29 年度までに全対象施設でフッ化物洗口事業が実施できることを目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

3 点目の町単独で既の実施している施設における事業効果についての御質問でございますけれども、4 歳児からフッ化物洗口を実施して、その 1 年間の効果として 5 歳児の健診で虫歯の本数が比較できれば、効果として見ることができるのですけれども、4 歳児から実施している施設が町内には 1 か所しかありませんし、フッ化物洗口を始める前に既に虫歯を持っている子もいますので、虫歯の本数での事業効果の比較はできません。ただ、実施している施設の先生に伺いますと、子供たちの虫歯や歯磨きに対する意識づけには、大いに役立っていると思うとのことでした。

また、平成 25 年度の長崎県の統計に、フッ化物洗口を実施している施設と未実施の施設での 1 人当たりの虫歯数の比較があります。4 歳児から小学校 2 年まではほとんど差がないのですが、永久歯に生えかわるころの小学校 3 年生から両者に差が出ており、小学校 6 年生では 1 人当たり 0.19 本の差が出ておるところでございます。継続して行うことで虫歯予防の効果が出てくるものと考えております。

次に、2 番目 1 点目の御質問についてお答えをしていきます。

これは、広報ながよでの燃えるごみ排出量掲載の意図と効果でございます。循環型社会の構築、低炭素社会の形成に向けて環境負荷を低減し、ごみの減量化を推進する上におきまして、排出量の大部分を占めます一般家庭から排出されるごみの減量化が最も重要であると考えているところでございます。

その様な観点から、広報ながよへ一般家庭から排出されるごみの月別排出量及び1日1人当たりの排出量を掲載することは、ある意味、町民皆様のごみ減量化に向けての励みにもなるものと考えております。また、ごみの減量化につきましても、町民皆様の御協力によりまして着実に進展しており、効果も上がっているものと考えているところでございます。

次に、2番目2点目のさらなるごみの減量化へ向けて目標を掲げることにについてという御質問でございますけれども、御指摘のように、保健環境連合会や環境サポーターの皆様を初めといたしまして、町民皆様の御協力をいただき、ごみの減量化が着実に進展してきておりますことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

町では、先般11月7日に保健環境連合会指導者研修会を開催し、新年度からの分別収集の変更点及びごみ袋の追加、料金改定等の御説明を申し上げ、平成27年4月に予定されております焼却施設稼働に向けまして、具体的に踏み出したところでございます。

その説明会の中で、新焼却施設が稼働することになりますが、長与町、時津町の自前の施設だからこそ、今後より一層のごみ減量に努めていただきたいとの申し入れをさせていただいたところでございます。

来年1月より、自治会等の説明会の開催を予定するとともに、エフエム長崎でやっています「長与Life so Wonderful」におきまして、1月から3月にかけて分別説明のスポット広告を行うとともに、3月末にはそのミニ特集の放送を計画するなど、施設稼働後のごみ減量化に向けての啓発に努めるとともに、目標設定につきましても、長与町、時津町及び環境施設組合によります構成町会議におきまして協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目3点目の粗大ごみ回収の有料化、高齢化時代に対応した個別収集についてのことでございますけれども、粗大ごみの回収につきましては、自治会ごとに年2回、無料での回収を行っているところでございます。御指摘のように、違反ごみ等の問題があり、自治会役員の皆様には、夜遅くまで受け入れ作業や違反ごみ等の監視をしていただいております、大変御苦労をおかけしているところでございます。

そのような中、平成25年長与・時津環境施設組合議会第1回定例会におきまして、組合による粗大ごみ個別有料回収についての質問がっております。それを受けまして、構成町会議を開催いたしますとともに、近隣市に出向きまして粗大ごみ回収実施状況等の調査も行ったところでございます。

拠点回収の実施におきましても、急速に進展いたします高齢化への対策を充実させる必要性を申し上げますように、御指摘の粗大ごみの個別回収の必要性につきましては、有料化を含めまして研究の必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

(山口経正議員)

安藤議員。

議 長

6 番 (安藤克彦議員)

とても詳しい答弁で、質問も少なくなるのではないかなと思うんですけども、それでは、まず最初に、フッ素洗口の件について再質に入らせていただきたいと思いますが、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画では、幼保小のフッ化物洗口実施目標を100%と定めております。この数字は、まずどのように理解したらいいのかということをちょっと説明いただけますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。(森川寛子君)

健康保険課 長 お答えいたします。町内にあります私立の幼稚園、保育園、それから公立の保育所、そして、認可外の保育施設も含まれます。それから、公立の小学校という形で、その施設においてフッ化物洗口を実施させるということがこの目標となっております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ということは、これはいわゆる個別の個人負担がなくて、フッ化物洗口ができる施設という捉え方が100%っていうことですよね。ですので、再度確認ですけども、保護者または本人が希望しなければしなくてもよいと、例えばある学校で実施をしている、でも、全員するっていう100じゃなくて、施設がしているという100という捉え方でよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。(森川寛子君)

健康保険課 長 このフッ化物洗口には、保護者の同意というものが必ず必要になりますので、同意が得られない児童とかに対しては実施できないことになりますので、全ての児童が行うことで100%という目標ではありません。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ということは、保護者にも子供たちにも選択する余地があるわけですよね。選択によって実施する実施しないは個人の自由という、と理解できますが、じゃあ、そうなると、ならばさせたいとか、してみたいという声にも町はやはり真摯に、そして、町も当然ですけども、各施設も当然しっかりとした体制を整えた上で、保護者のほうにしますかしませんかということ投げかけていく必要があるのではないかと思います。ただ、実際には、保護者の心配の前に、各施設の心配があるのではないかと。施設の心配というと、フッ素洗口に対する温度差ですよね。が、私は感じるんですけども、この点は担当課として今まで会議が重ねられてきていますけれども、どのようにお感

じになっているのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
健康保険課長。健康保険課長 (森川寛子君)

やはり新たなことを始めるということで、負担があるのではないかという、そういう御心配等も伺っております。しかし、やはり大切なことは、子供たちの虫歯を少なくする環境を整備してあげることが一番大切なことだと思いますので、皆様方にはその歯科校医との連携とか、それから学校の職員さんとの共通理解とか、それから保護者の方の理解を得るとか、そういう形での御協力をいただきながら事業を進めていただきたいということでお願いをしていくつもりでおります。

以上です。

議長 (山口経正議員)
安藤議員。6番 (安藤克彦議員)

フッ化物洗口につきましては、最近出てきた感があるんですけども、実は歴史はかなり長いんですよ。私も調べましたところ、1970年から新潟県で始まったと、ちょうど私が生まれた年なんですけれども。その後、虫歯が多かった、当時、新潟県においては、このフッ化物洗口、ここは、新潟県は100%実施ではないんですけど、80数%だったと記憶しているんですけども、の実施でも、いわゆる全国でトップクラスの虫歯の少なさになったと、その効果があったんでしょう。そして、近くでいえば佐賀県も、同じように今取り組んでらっしゃいますけれども、佐賀県も当然その成果を上げてきているとお伺いしております。

長崎県は、北海道に続いてこの県の条例を2番目に制定したわけなんですけれども、やっぱり長崎県の取り組みのその意気込みというのも少し、このように期限を切った上で、29年度まででしたかね、に100%を目指すというのは、私は一定の評価をしたいと思っております。

先ほど、ちょっと現場の心配の声というのがございましたけれども、実際に私も歯科医師さんとお話をしたり、あるいは自分の子供が、小学生の子供がいるわけで、実際に自分の子供をこの歯科医師さんに検査とかで連れていったときに、やはりフッ素の塗布を勧められました。実際に行っておりますし、乳幼児のころも、商品名を挙げていいのかわからないですけど、ちょっともうスーパーで売っているようなフッ素塗布、ちゅっちゅっとうして、レモン味がする、あの塗布を繰り返して行った記憶があります。

なかなか現場の担当の方も、実際にフッ素洗口の間を見たことがないので、かなり抵抗を持ってらっしゃる。あるいは、もうホームページとかでもやっぱり賛否あるわけですよ。やっぱり悪いっていうか、悪く書かれている部分を見ると、どうしても構えてしまう面があるのではないかなと思っております。実際に現場で担当者になるであろう職員の方々が、実際にそういった現場を見て、もう少し研修とか、研修って申しますか、実際にやっている姿

を見ていただいて、いわゆるちょっと温度差を少なくしていく努力が必要と思うんですけれども、私が実際に小学校の先生方とか、担当になるであろう小学校の先生方でも、以前した学校でやったことがあるという方、あるいはもう全くしたことない方等いらっしゃいました。そこで、これは教育長さんの、小学校に関しては教育委員会への質問になるかもしれないんですけれども、実際にその研修とかの計画とか、あるいは視察とかの計画とか、そういったのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

あと、同僚議員の質問の中で、教育長も以前の学校のほうで行っていたというお話がありましたけれども、実際そういったお話も含めて、ちょっと温度差がなくなるような、ちょっとお話をいただければと思うんですけれども。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

今、議員さんが私のかつての答弁を引き合いに出されましたんですが、私は当時、その小・中学校あるんですけども、そこは島でございましたから、歯医者さんがいらっしゃらないということで、虫歯になったときどうして治療するかということが困難ということで、町を挙げて小・中、幼稚園から取り組んでいたという経緯で、その中で申しますと、19名の子供がおったんですけども、通常手洗いする、うがいする場所では足らなくて、全てを使って、その週に1回やるときには、がらがらがらとやって、活気ある昼休みの過ごし方ということでございまして、小さな学校でもそうですので、この今の環境の中でたくさんいる中で、どういう形でやっていくかについては今協議を進めて、そういう計画を立てておりますので、理事のほうから補足をさせていただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

やっぱり議員さんがおっしゃるように、みんなで実行していくために、共通理解が一番大事になるんじゃないかなと思います。そこで、学校としては、いつ、どこで、どのように実施していくかということと、学校と一生懸命話し合うということが大事かなと。そのためには、先ほどおっしゃったように、どうするのかということがわからないことにはその先が進みませんので、そういう先進校の、あるいは規模別とか、そういう意味での研修をして、実際に見ていただいて、その中からまずは学校と共通理解を図っていく、それが第一に大事なことかなと。そして次に、保護者の皆さんに御理解をいただくと。そこにつきましても、学校だけじゃなくて、先ほど課長も申しましたが、歯科医や薬剤師の先生方の御説明をしっかりといただいて、そして、みんなでそこでフッ化物洗口の理解を図っていききたいと。そして、その中で御理解を得たら、御承諾をいただいたら実施と。そこを丁寧にやっていききたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

6 番

安藤議員。

(安藤克彦議員)

意気込みは理解しました。私が申し上げたいのは、せつかくのこの機会を、無料でというか町と県がお金を負担して、いわゆる子供たちは無料ですることができる。当然今、先ほども申し上げたんですけども、歯科医にかかってフッ素を塗布している方々もいるということで、やりたい、やってみたいという方のその気持ちを、施設が、いわゆる、結局ためらうことによって実施がおくれたりとか、できなかつたりとかするのは一番気になるわけですよ。ですので、そうやって先生方のいわゆる不安を拭っていただいて、早い段階で拭っていただいて、当然理解を得た上で、しなさいっていうわけではなく、上からしなさいという力ではなくて、理解を得た上で実施をしていただければと思います。当然実施するに当たっては、先生方の協力なしにはできません。一番負担になるのも先生方だと思いますので、そこのところを要望もかねてお願いしたいと思います。

それでは、このフッ素洗口に関しまして幾つか、さらに、これちょっと不安を拭っていききたいと思うんですけども、保護者の方の声としては、家庭で、じゃあ、学校でせんでも、家庭に配って家庭でもらえばいいじゃないかという声もあるようなんですよ。そこの点について、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険

(森川寛子君)

課 長

家庭で歯科についてきちんと指導ができる家庭とそうではない家庭と、どうしてもあります。義務教育の中で集団で行うことによって、あ、義務教育だけではないですね。集団で行うことによって、みんなが平等にその恩恵を受けられるということが大事だと思っておりますので、集団で行っていききたいと思っております。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

ここに、最初に、虫歯のいわゆる状況の数字をいただいたんですけども、長与町は全体的に、県平均に比べたらよいということで理解をしております。ただ、これが、多分私思うに、歯科医の先生からのお話も総合しますと、やっぱり虫歯は親の意識、保護者の意識というのがすごくあらわれるもので、多い子は本当に多いと、ない子はもうないと。中間というのがすごく少ないというふうにお伺いしております。ですので、一斉、特に学校とか保育所ですね、一斉にすることによって、全体的に、だからなかなか保護者の方でそこまで気が回らない家庭に対しても平等にするという、できるというメリットがあるのではないかと思います。当然これはあくまでも任意の洗口になると思うので、家庭の判断によるので仕方ない部分はあるんですけども、そういったメリットも学校での保護者への説明に関してはしっかりとしていた

だいて、このいわゆる乳歯とかよりも、乳歯が永久歯に生えかわる段階が一番このフッ素には効果的というふうに伺っておりますので、特にできれば保育所、保育園の上のほうの学年から小学校の低学年の間っていうのがすごく重要な時期になると思いますので、そこの説明をしっかりといただけたらと思っております。

それでは、あと、やっぱり現場の先生方のお話をちょっと聞くと、最近、給食でもそうなんですけれども、アレルギーに対するやっぱり反応が多く出ています。最近の学校の状況をお伺いしますと、遠足のときにももうお菓子の交換はしてはいけませんよとか、昔はそれが楽しかったんですけれども、もう最近はそれもできない。あと、いわゆる家庭では、友達が遊びに来て、お菓子を食べさせていいのかの判断も結構難しいという話が出てきていますが、このフッ素のアレルギーに対する影響というのは、あるいは、また健康への被害ですね、そういったのは報告があってるのか。あるいは担当課としてはどのようにお考えになっているのか、そこのところをお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課 長 (森川寛子君)

フッ素については、副作用はないという見解が示されております。また、アレルギーにつきましても、アレルギーの原因ってなる物質っていうのは、分子量が大きいものからできているそうなんですけど、洗口液に用いられるフッ化ナトリウム自体は分子量も小さい上に、かつ水で薄めておりますので、さらにもう小さくなるので、アレルギー反応は出ていないという報告がなされております。フッ化物については、ほぼ9割の歯磨き粉にも配合されておりますので、歯磨き粉で何かアレルギーが出たとかいう、そういう報告等もありませんので、万一その歯磨き粉が原因でアレルギーが出たということでしたら、逆に使われている添加物とかいうのに反応したんじゃないかという報告は一部出ております。

健康に影響がないのかということなんですけど、フッ化物自体は、先ほど言いましたように歯磨き粉にも使われていますし、お茶とか水とか、それから魚介類、いろんな海藻とか、そういうものにも含まれておりますし、体の中自体にも持っている分子ですので、体にとって必要な量は吸収されて、必要でない分は尿や便などから排出をされているということです。

以上です。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

そうですね。私もちょっと長崎県と県の歯科医師会が出している資料を拝見、今しているんですけれども、確かにフッ素は市販されている約9割の歯磨き剤には約900ppmの濃度のフッ化物が含まれているとなっております。多分、フッ化物洗口を行うに当たっては、週1回法というのと、毎日法ですかね、というやり方があるんですけど、この資料では、県が出している資料

では、毎日法の場合には250ppm、または、もう少し高濃度の450ppm、週1回法、これが多分、実際に学校でするとなると、毎日よりも週1回法が多数になってくるのではないかと思いますけれども、この場合で900ppmということで、いわゆる先ほどの歯磨き粉と同程度のフッ化物が含まれていると。当然歯磨き粉も飲み込むわけではありませんし、このフッ素洗口のときも、当然ぶくぶくうがいですかね、の後に吐き出すわけで全てが中に入っていき、体の中に入るというわけではないんですよ。そのように考えると、安全性は確保できるのかなと思うんですけれども、実際に、これは私もちょっとホームページから探したんですけれども、あ、済みません、ありました。2004年3月27日の佐賀新聞の報道であったんですけれども、ちょっと読み上げますけれども、佐賀県の小学校でフッ素洗口を誤った濃度ですという事故が起きたようです。学校名は申し上げますけれども、フッ素2倍濃度でうがいとあるんですね。フッ素の2倍濃度ということは、ちょっとここには細かい数字が出てなかったんですけれども、仮にその2倍濃度のうがい液を、まず洗口をしたとき、あるいは誤飲してしまった場合への体の影響。あるいは、というのもやはり心配ないと捉えていいのかどうか、ちょっとそこのところ。難しいでしょうけれども、よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)
健康保険課長。

健康保険課 長 (森川寛子君)

資料等によりますと、急性中毒症状、下痢とか腹痛とかを起こすようなんですけど、急性中毒量が、体重1キログラムに対し2ミリグラムということとされています。ですから、20キログラムの体重のお子さんだと40ミリグラム入ると急性中毒を起こす可能性が出てくる、これが最少量ということになっています。ですから、週1回法、小学校とかで採用される週1回法ですと、大体1回の量に9ミリグラム入っておりますので、4人分のフッ化物洗口液を飲み込んだ場合に急性中毒が出る可能性があるということの統計資料が出ております。

以上です。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

4人分ということは相当な量だと思うんですよ。これは、あくまでも適切にいわゆる事業が進められていなかった、準備がされてなかったという部分で、いわゆる、何ていうんですか、学校側のミスということなんですけれども、当然児童とか、いわゆる幼児に関してそういった、いわゆる誤飲の指導とか、誤飲に対する指導とかも心配な部分ですけれども、その点はどうでしょうか。例えば、いわゆる保育所の場合は、間違っただけで飲み込む、ぶくぶくがまだうまくできないような子もいるんじゃないかと思うんですけれども、一概に年齢で区切っているものかどうかという心配があるんですけれども、

議 長 いかがでしょうか。
 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険課 長 (森川寛子君)
 4歳以上ということになっておりますが、この4歳というのは、基本ぶくぶくうがいができるようになってからとなっておりますので、ぶくぶくうがい、まず、水とかでぶくぶくうがいを練習させた上できちんとそのうがいができるようになった子から実施をするということになっております。

議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
 当然、保護者の承諾をとるわけで、保護者もそこは理解した上で承諾をすると思いますが、しっかりとした説明をその部分にもつけ加えていただければと思います。
 この点は最後の質問にしたいと思うんですけれども、現場の先生の意見で一番多かったのは、適切に実施されているにもかかわらず、先ほどのいわゆる子供たちの誤りによって起こった、今度は事故ですね。事故が実際に起こってしまった。確かにWHOとか世界の学会も多くの団体が安全性は認めてるんですけれども、仮に事故が起こった場合のこの責任っていうのはどこに所在するのか。学校なのか、施設長なのか、あるいは担当というよりももう町になりますよね。町長になると思うんですけれども、この場合は。そのところの責任の所在というのがちょっとよく明確でないんですけれども、そのところをちょっとお伺いできますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険課 長 (森川寛子君)
 まずは、実施主体としては長与町がやるんですけれども、その実施を行うのは施設になりますので、施設がまず一義的な責任をとるべきだと思います。

議 長 (山口経正議員)
 安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)
 そうなると、施設は実施を足踏みしないでしょうかね。当然、学校も一生懸命対応すると思うんですよね。そんな事故を起こしたくて起こすところはないと思います。一生懸命皆さんされると思うんですが、もし仮に何らか事故か起こった場合のやっぱり、当然施設長とおっしゃっても、例えば学校でいえば公務員なので、直接個人の責任は問われないと思うんですけれども、そのところをこれ以上は答弁は求めませんが、やはり明確にしていく必要があるのではないかと考えてます。それで、やはり学校とか保育園、施設の先生方も安心して取り組める。当然、何ていうんですかね、保護者の理解を得た上で行っていただきたいと思います。この件については終わりにしたいと思います。

次、2つ目のさらなるごみの減量化への取り組みについてということで、再質問をさせていただきたいと思います。

広報ながよの掲載の件につきましては、町民の皆様の減量化に向けた励みになるということで、効果も上がってきているという答弁がございましたが、これには、私も同様に理解するところであります。最終処分場を持たない本町が、最終的には灰を引き取ってもらわなければいけなくなります。施設は時津と長与と共同でつくっているわけですが、その灰の行き先というのは、本町も時津町も持ち合わせておりませんので、当然外部に委託するという形になると思います。ごみを減量することは、焼却処理コストは当然ですけれども、灰の処理コストまで削減につながるんですね。環境施設組合では、現在建設が進められていく処理場で出た灰についての処理は、セメント減量化の方針を打ち出していると思います。長与町の議員も多分ほぼ全員ですけれども、そのセメント減量化の工場は視察をさせていただいております。この処理費用は、いろいろまだ細かい、多分入札も何も行ってないと思うんですけれども、一説によりますと、運搬費等も含めて大体トン当たり5万円というふうにお伺いしております。

この件につきましては、今後も広報ながよの掲載を私は否定しているわけではなくて、私もいつも拝見しておりますが、この後のちょっと目標設定ともかかわってきますので、ちょっとここで終わりたいと思います。

次に、目標設定ですね。さらなるごみの減量化へ向けて大きく目標を設定してはどうかと。それを町民に周知してはどうかということで、再質に入らせていただきますけれども、構成町会議において、あるいは目標は両町と構成町会議ですかね、で協議を行っているとか、行っていきたいというふうに答弁があったと思うんですけれども、この件につきましては、構成町会議ではどのような話が出たのでしょうか。まず、その点をお伺いします。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

その部分につきましては、協議を今後行いたいという形で考えております。今はまだやってないところでございます。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

今ちょうどごみ処理場をつくってる段階でですね、環境が変わってくると思うんですよね。実際、ごみ処理場が稼働し出したら、やっぱり出てくる部分もあるかと思うので、やはりこの1年、あるいは2年ぐらいできちんとした目標をまず立てていただいて、そして、町民に知らせていただいて、それがいわゆる広報ながよの中に入れていただいて、目標に対して今度どれだけちょっとオーバーしてるよって、もう少し町民の皆さんお願いしますよってというのが欲しいと思います。町民の皆さんも、資源化物回収で一生懸命頑張ってると思います。これは議員の中には賛否ございますけれども、や

っぱり町民の方々というのは、決まった制度にはやはり従順にさせていただいているんですよ。すごく熱心にされておりますので、そういった数値目標を掲げることによってさらなる励みになる部分もあると思いますので、お願いしておきたいと思います。

年2回の自治会ごとに回収をしている、先ほどの粗大ごみの件に今度は移っていきたく思うんですけども、これも、平成25年の2月のたしか定例会だったと思うんですけども、組合議会の一般質問の中で同僚議員のほうがされておりました。この件についても先ほどの答弁では、構成町会議の中でということがありましたので、まず、今度はこの件についての構成町会議の中でということをお伺いします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。

理事 (益富雅彦君)

今、御指摘ございましたとおり、組合の答弁の中で費用対効果等の検証を行いたいというふうな答弁があつてございます。それを受けまして、長与、時津、組合一緒になりまして、近場ということで長崎市のほうにみんなで出かけて、現状等の把握をさせていただいたところでございます。

長崎市の現状まで少しお話をさせていただきますと、これは24年度の実績でございますけれども、個数でいまして2万6,000個ほどの粗大ごみが、これはもう規格は別々、大と小っていう形ですか、内容的には30キロと60キロということで分かれてるんですけども、そういうことでそれくらいの収集があつておるということを確認をいたしております。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

この件につきましては、協議を進めているということでしたし、先ほどの答弁の中でも、やっぱり緊急の必要性があるということでございました。進めさせていただきたいと思うんですけども、ちょっと私の要望も兼ねて再質なんですけれども、じゃあ、まず基本的なところから、粗大ごみの定義は本町ではどのように考えられているのかということですね、そこをお伺いします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。

理事 (益富雅彦君)

粗大ごみの定義ということでございますけれども、ごみ自体が町が扱うものとしたしまして一般廃棄物ということでございます。そういう中で、ごみステーションで集めております一般のごみ、それから粗大ごみという形で収集をいたしておるわけでございますけれども、定義としましては同じ一般廃棄物の中と定義をしております。

議 長 (山口経正議員)
安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ちよつとこう、何ですかね、私のほうからちよつと申し上げると、長与町のホームページから粗大ごみの部分、ページをあけますと、長与町では下記の品目のように、町指定ごみ袋に入り切れないごみを粗大ごみとして扱っていますという、こう一文がございます。これが、下線も引いてあって、町指定ごみ袋に入り切れないごみを粗大ごみ。まず、この考えは、粗大ごみの定義って捉えていいですかね。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

申しわけございません。先ほどそういうふうに答弁をするべきでございました。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

はい。じゃあ、これを定義とさせていただいて、続けたいと思いますが、その定義からして、現状のこの粗大ごみの排出状況というのは、担当課としてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

先ほど、町長の答弁にもございましたが、自治会ごとに年に2回収集をさせていただいております。そういう中で、役員の皆様方には大変御苦勞をいただいております。しかしながら、立ち会いをしていただいている役員さんがいらっしゃる時はいいんですけども、どうしても立ち会いの皆様がいらっしゃらないときに違反ごみでありますとか、今定義のところで出ましたけれども、粗大ごみの範疇にないごみが出てきたりと、そういった問題があると認識をいたしております。

議 長

(山口経正議員)

安藤議員。

6 番

(安藤克彦議員)

そうですね。粗大ごみというのは、袋に入らないものという、ここにあるように、本来袋に入るようなものも粗大ごみとして出されているという現状があると思います。本町では、12月からですかね、小型家電の回収も行っておりますが、私が粗大ごみの現場を見せていただくと、やはりそういったものまでも粗大ごみと一緒に出されている。あるいは布団とかでも、小さなものでも、本当は袋に入るのにひもでくくって出せば粗大ごみというふうな感じじゃないかなと思うんですよね。当然、袋に入れて出されれば町民は処理費用を負担しているということになります。ですが、このままでは、この状態のままでは、逆に正直に取り組んでいる人たちだけが費用を負担しているというふうな形になるのではないかと思っております。この現状をこれからどう考えていかなければいけないのかっていうことで、私は今回の有料

にしてはどうかという投げかけを行ったわけですね。あと、また、それ以外にも懸念されることというか、他市からの持ち込みごみの懸念です。これは、近隣市のほうが有料化しておりますので、これは断定はできないんですけども、どうも近隣市と隣接している自治会のほうには、他市からの持ち込みごみがあるのではないかというふうな懸念もございます。これは断定はしませんけれどですね。あるいは、先ほども答弁でもありました、自治会への負担です。当然、テレビとかも中にはあります、冷蔵庫とかも中には出されているケースがありますが、それは当然、そのまま置いていかれるわけですね、シールか何か張ってですね。すると、自治会がとりあえず動き出さないといけない。当然、公園とか広場にそれが放置されているのをそのまま見過ごすわけにはいかないの、自治会長とか担当役員の負担。いわゆる不法に投棄されたごみの対処に、さらにはまたさらに重ねて行政のほうも当然動いていかなければいけないというデメリットがございます。また、多くの自治会では公園等を利用した収集を行っているようですけれども、その間に公園が利用できないという利用の制限。あるいは、粗大ごみの収集をされた後の公園とかにはよくねじとかくぎとかが落ちているケースが多々あります。そういった子供たちへの安全への配慮ですね、そういったのも懸念される部分があります。

有料化する、有料化、個別収集、どちらでもあれなんですけれども、当然町民は、費用がかかるならば安価なごみ袋へ入れる努力をされると思うんですよね。例えば、このぐらいのカラーボックス、買って来的时候には多分ぺらっと薄い段ボールに入った状態で持ってくるんですけど、組み立ててしまうと大きくなる。それも、実際に長崎に出せば多分500円取られると思うんですけれども、もし袋に入れて捨てられるなら、多分分解して袋に入れて捨てようと努力をされると思うんですよね。そういった、いわゆる処理コスト、そのままだと時津のクリーンセンターに持っていかれて、作業員の方が分解をして、分別をして処理をするという、そういったコストがかかっているわけなんですけれども、現状ではそのまま捨てられれば費用のコスト負担も受けないままに町がそれだけのコストを負担しないといけないという形になってきてます。あるいは、当然町民も年2回の収集ではなくて、月1回の不燃ごみの収集に、不燃ごみとか、あるいは別のごみですね、ステーション回収に出しやすくなるというメリットもございます。これは、分別処理の軽減とか、あるいは分別処理の軽減とかりサイクルの推進にも貢献するのではないかなと思っております。

この件につきましては、近々に回答が出ることはないと思います。スケールメリットを考えますと、両町での実施というのが一番理想ではないかと思いますが、当然相手の町もありますし、いつまでも時津町さんのほうがなかなか進まないようでしたら、今の何ですかね、分別回収も長与町は単独で行っているわけですね。と同様に、長与町単独でも最後はやるという意気込みが私は欲しい、意気込みをいただけたらと思っております。

もう時間もありませんので、最後になります。この個別収集は、今まで申

し上げたメリット以外にも、これからの高齢化に向けた対策としても考えていかなければならないことではないかなと思ってます。

本町では、資源化物にしろ燃えるごみ等にしろ、もうごみ出しが困難な、これはホームページから抜粋なんですけれども、ごみ出しが困難な独居高齢者、障害者の方々を対象にごみ出し支援事業を実施しております。ですよね。ただし、この収集の対象となるのは粗大ごみは除かれているわけです。

(粗大ごみを除く)と記載をされておりました。これをそのまま解釈しますと、高齢者の粗大ごみは今度どうすればいいんだというふうになると思いますが。現状、高齢者の方が粗大ごみをどうされているのか、私はそこまでは把握していないんですけれども、担当課にこういった相談とか、こういった声とか、あるいは担当課が何らかしらの対応をしているのかどうか、その現状のところをお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

今御指摘のとおり、高齢者等のごみ出し支援事業におきましては、粗大ごみについては除外をしてるっていうことでございます。現状っていうことでございますけれども、基本的に粗大ごみを何とかしていただきっていうふうな申し出は現状あってないようでございます。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

最後に町長にお答えいただきたいんですけれども、一番最初の答弁では町長からいただいたんですけれども、このごみの件に関しまして、何ていうんですかね、ごみ処理場ができれば負担費用が安くなるんだよという別の議員の答弁の中にもおっしゃってたんですけれども、確かにごみの減量化というのは本町にはすごく重要な問題なんですよね。最終処分場を持たない本町には、とにかく捨てる場所もないと。それを引き取ってもらうしかないということで、ちょっと済みませんね、何やったかな。引き取ってもらうしかないということです。一番これから先の話になるんですけれども、一応長与町と時津町でつくった環境施設組合では、20年の稼働を、20年間の稼働を目指しているんですけれども、これも多分地元の理解が得られれば延命化を図っていくという方針も出てくるかと思います。なかなか新設の工場を建てるというのは難しい状況です。その点で今後のごみ行政、ごみ減量化に向けた、最後に町長の意気込みをお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

確かに安藤議員がおっしゃるとおりなんです。コンクリート会社に持って行って、そこで最終処分をしてもらうというような形の方法をとります。そのときに、コンクリート会社の方ともお話ししたんですけれども、ごみを持

ってこられたときに、その町の状態が一番わかるというんですね。ごみの分別等々が進んでないところは、例えば鉄の固まりがあつたりとかなんとかつてあると。それを持ち込んで処分してもらうときに、重さでお金がかかってきますので、そういったものが入っているとやっぱり高くなるんですね、引き取ってもらうためにも。長与町の話をしたしましたら、非常に軽量化のごみが出てるんで、非常にいいんじゃないだろうかというような、そういったお言葉をいただいたわけでありまして。そういった中で、確かに私も拠点回収、年に2回のやつも参りましたが、私のときはたまたまそういう持ち込みはなかったんですけども、でも、今、安藤議員がおっしゃるように、一般ごみの持ち込みもある可能性というのはあるだろうと思うんですね。そういったものが一つと、それからもう一つは、やはり少子高齢化を迎えまして、そういったごみをどういった形で粗大ごみを処理をしていくかということにつきましては、我々としましては、どのくらいの費用がかかり、どのくらいのものになるのかということも検討が要ると思うんですね。そういうことでもありますので、もう少し時間をいただきながら、この分については研究をしていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

安藤議員。

6 番 (安藤克彦議員)

ありがとうございます。

最後に、ことしの6月号の広報ながよに、環境特集ということで特集が組まれておりました。すごく読みやすいですね。これは環境対策課と、あとつくった方の努力だと思います。今後も定期的に情報を町民の方々に知らせていく、その努力を忘れないでいただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で14時15分まで休憩します。

(休憩13時58分～14時15分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順14、佐藤 昇議員の①新しい図書館について、②ごみ問題についての質問を同時に許します。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

質問いたします。新しい図書館について。新しい図書館については、町当局から5カ所の建設予定地が提案され、開発審議会に諮問されました。その中で審議され、榎の鼻新団地内と現長崎西彼農協の2カ所がよいのではと答申されました。その後、図書館建設検討委員会でも、建設場所についてはその2カ所が適当であろうとの結論で、基本計画とあわせて答申がされていきます。それを受けて、町は内部で検討し、本年3月に榎の鼻新団地内に建設すると町長が表明されました。その後、内部でプロジェクトチームをつくり検

討に入り、外部委員による新図書館基本構想策定委員会で検討されていると理解しています。

新図書館建設に向け着々と進んでいると思いますが、さきの議会報告会でもありましたが、あちこちで意見を聞きます。それは、約5億円の土地買収費と建設費用の財源はどうするのか、建設予定地は高台過ぎるのではないか、現在地でも建設可能ではないのか、このような大きな事業を住民不在で進めているのではないかなどであります。町はこのようなことに対して丁寧な説明責任があると思いますが、どうでしょうか。

2番目の質問として、ごみ問題について。熱回収施設、ごみ焼却場が来年4月稼働に向けて建設中であります。現在、長崎市へお願いしている可燃ごみを焼却することができることとなります。この施設が完成すると、収集方法がどう変わるのか、収集運搬、処理費用はどうなるのか質問いたします。

また、資源ごみの拠点回収からステーション回収への変更についてもどう考えているのか質問いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

1番目の図書館建設について、住民へ丁寧な説明責任があると思うがいかなものかという御質問でございますけれども、議員御案内のように、10月から新図書館基本構想の策定委員会を設置をいたしまして、協議に入ったところでございます。審議日程につきましては、来年3月末の答申までに8回の委員会を開催し、2月にはパブリックコメントを実施するというところで総意を得ているところでございます。住民の方への説明でございますが、現段階では説明できる十分な内容も整っておりませんので、構想策定期間中の住民説明は考えておりません。また、答申イコール決定ではございませんので、基本構想ができ上がった時点で、必要がございましたら説明会を開催することも可能だというふうに思っております。

次に、2番目のごみ問題についての御質問でございます。

まず、ごみ焼却施設稼働に伴います収集方法の変更についてですけれども、長崎市への可燃ごみ処理委託協議の中で、プラスチック類は焼却対象物ではないとのことから、長与町では、その他のプラスチックとして別に収集日を設けての分別収集を行い、時津町では、不燃ごみとして分別収集を行っておるところでございます。また、革やゴム製品等の可燃性ごみにつきましては、両町ともに不燃ごみとして分別収集を行っているところでございます。これら可燃性の不燃ごみのうち、硬質のプラスチックは固形燃料としてリサイクルを行い、その他のごみにつきましては、遠く山口県まで運び、焼却及び最終処分をしているところから、その運搬及び処分につきまして多額の費用を要しているところでもあります。

この度、長年の懸案でありましたごみ焼却施設が、平成27年4月に稼働

する運びとなりましたことを受けまして、長与、時津両町協議の上、可燃性不燃ごみの分別収集方法を、可燃ごみとして分別収集を行うことを決定いたしました。加えて、分別の変更に伴いまして、空いた日を利用し、燃やせないごみ及びペットボトルの収集回数を月1回から月2回に変更をいたします。それによりまして、町民皆様の分別に対する手間が簡略化されますとともに、利便性も高まり、遠方への運搬及び最終処分の処理が一定、不要となり、ごみ処理費用の削減、また、運搬に係りますCO₂の環境負荷の軽減も図れるものと考えております。

それらのことを受けまして、先般11月7日に保健環境連合会指導者研修会を開催し、分別収集方法の変更につきまして御説明を申し上げたところでございます。

次に、収集運搬、処理費用についてでございますけれども、収集運搬経費につきましましては、長崎市の焼却施設まで運搬している可燃ごみが、町内での処理となりますので、端的には燃料費が削減されることとなりますが、来年度予算編成に向けまして、現在、精査しているところでございます。

処理費用につきましましては、環境施設組合におきまして、ごみ処理経費と熱回収施設整備に係る予想経費の試算がなされているところでございます。将来的な経済状況によりまして不確定な部分もございますが、調査着手から、公設民営方式、いわゆるDBO終了ですね、DBO終了です。DBO方式です。DBO終了までの26年間の経費は、現状と比較いたしますと10億5,000万円ほどの黒字の試算となっており、26年間の平均で毎年4,000万円程度の経費削減が見込まれるというところでございます。

次に、資源ごみの拠点回収についてでございますが、本議会におきまして同僚議員への回答の中で、地球温暖化対策を初め、資源の有効利用、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点、また、急速な少子高齢化が進展する中で、この取り組みを通じた地域のコミュニティの強化や地域活動の活性化の観点から、当面の間継続する旨の御答弁を申し上げてきたところでございます。

現在まで、高齢者等のごみ出し支援事業等のさまざまな負担軽減策も含めまして、保健環境連合会と一緒に実施をしてきたところでございます。町民皆様の御理解、御協力をいただき10年が経過しようとしている中、この資源化物の拠点回収もすっかり定着してきたのではないかと考えております。しかしながら、この政策を今後も継続していくためには町民皆様の負担軽減策の充実も図っていく必要があると考えております。

負担軽減策の一つとして実施をいたしております、月1回の指定の日、指定の時間にお仕事の都合等によりまして出すことが難しい方のために、常設の回収拠点を水道局庁舎1階EM倉庫を初めとしまして、町内4カ所に設置を行っているところですが、今年度におきましても、上長与公民館及び町民体育館の2カ所への設置につきまして現在準備を進めているところでございます。

また、先般開催いたしました保健環境連合会研修会におきまして、自治会

よりの回収拠点設置要望につきましても再度御協議をしていただきますようお願いをしたところでございます。

今後も保健環境連合会との協議を中心に、さらなる連携を図りながら、急速に進展してまいります。少子高齢化を踏まえた事業の推進を図り、より取り組みやすく効果的なものになりますように研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

それでは、再質問させていただきます。

まず、榎の鼻地区の保留地の問題ですが、公益的用地と形だと思わなくても、この土地は必ず買収しなければならないのか、もし買収しなかったらどうなるのか、確認を込めて質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 今までの回答の中で組合のほうから要望書というのが上がってきて、当町のほうで回答という形を出して、金額と面積は今後協議という形で回答はしておりますけれども、その中で、その用地っていうのは当然公共用地として以前から必要だということで、ここの分は用地としては必要な面積でないかと考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

その、買わなければならないという理解でよろしいんですかね。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

今議会でいろいろ御質問っておりますとおり、買わなければならないというところまではないかと思っております。ただ、ここが地区計画等で公益系の用途ということになっておりますので、限られた地区計画の中で建てられるものというのが一定して限られておりますので、安易に全く関係ない民間に売るとか、そういうことはできませんので、一応組合のほうから購入要望があって、それについて買う方向で検討する、金額等々は別にして、今後協議をするにしてもそういうふうなことで買う方向でいますという回答をしておりますので、ねばならないということまではないと思っております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

もう1点確認をしたいと思いますが、当初はですよ、多分2万平米で、用

途は小学校用地と生涯学習センターだったと思うんですね。それで、小学校用地が不必要になりましたので、生涯学習センターと給食センターということになったと聞いているんですね、私は。その後、2万平米も買い切らんとということで1万平米になったと、約ですね。という理解でよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)
課 長 そのような回答になります。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
ずっとここ2日間の議論を聞いてまして、土地購入の財源の質問があっ
ていましたが、補助金を活用してという答弁がなされておりましたけれども、
土地購入に補助金がかつくながあるんですかね。質問いたします。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)
課 長 その当時は、社会資本整備総合交付金のほうで検討はされていたかと思
いますが、現在は、その中でも旧まちづくり交付金というのがあって、何
でも使えるというのがあったわけですが、現在では何でも使え
ない状態にちょっと縛りがきつくなって、現在では都市再構築戦略事業とい
う形、同じ社会資本の中なんですけれども、そういった交付金のメニューを
考えてございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
ちなみに、補助率は何%ですか。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)
課 長 補助率は、補助対象とかいういろんな縛りがございますけれども、マック
スで2分の1という形になっております。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
もう一つ確認しておきますが、確認というか質問しますが、同僚議員の質
問の中で答弁として、3月議会で補正と債務負担行為を立てる、あるいは当
初予算に計上するという答弁があつたみたいですが、ということは、
3月議会で議決されると契約をするという運びになるのか質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

副町長。
 副町長 (鈴木典秀君)
 御指摘のように、この間の答弁で申しましたけども、ちょっと言葉足らずでございました。それまでには、回答書に書いてありますように、金額、面積、期間等々協議をして、協議が調えばそのような運びになるかと思えます。当然、まだその協議をしますよということで、継続して協議をしますよということで回答書を出しておりますので、きちっと出てくれば当然議会の議決が必要になる部分がありますし、予算の中のその債務負担行為を起こすことになるのか、一般会計の予算にぼんと計上するのか、それは財政等々の協議も必要でありますし、先ほど言っております補助事業を使うのであれば、予算化してしまうと、予算化して町の土地にしてしまうと補助対象から外れるという可能性もございますので、一義的には、例えば土地開発公社を利用するとか、いろんな方法も考えなきゃいけないかと思えますので、それは、先ほど言いましたように、組合側との協議が調えばそのような予算措置、議会の議決、議会の皆様の御同意をちゃんととらなければならないことですので、そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)
 佐藤議員。
 13番 (佐藤 昇議員)
 ということは、3月議会で議案として出てくるかどうかは今のところはつきりしないという理解でよろしいんですね。

議長 (山口経正議員)
 副町長。
 副町長 (鈴木典秀君)
 はい。相手方がございますので、向こうの方との協議が調えば出すかもしれませんが、協議が調わなければ当然、金額、面積、期間等については引き続き継続して協議をするという項目が入っておりますので、調わなければ3月議会には計上はできないかと思えます。

議長 (山口経正議員)
 佐藤議員。
 13番 (佐藤 昇議員)
 ずっと思ってたんですけども、住民への説明を十分していないという指摘もありますが、議会にもしてないんですよ、正式には。この一般質問でずっとやりとりしてるだけで、正式な説明はずっとあってないんですよ。あったのは、コンパクトシティの構想の委員会で、まずは候補地が5つになりましたと。で、少し資料をいただきました。最終的には2カ所になりましたと。そこまでなんですね。その後の経緯とか、今こんなふうになってますとかね、基本計画が、もう一つの検討委員会の答申が7月に出てますけれども、議員は誰ひとり知らないわけですよ。ですからね、まずはそこをきちんとしなければならぬと思えますが、町長いかがですか。

議長 (山口経正議員)

町長。
 町長 （吉田慎一君）
 私どもとしましては、そのところにつきましては説明をしてきたとは思っております。ただ、その内容につきましては、まだ決まってない部分がございますよね。したがって、そのことについては十分ある程度の形ができて、皆さん方にお諮りするというような形でないと話をできる状況ではないかと思うんですね。ただ、図書館をどこにつくるかということについての御説明と、そして、にぎやかなまちづくりのためにどういう動線を張っていくかというような中で、この図書館がここに張りつけたらいかがだろうかというようなものをいただいてこの話が進んでいってということでございます。けれども、図書館自体をどういう図書館にするかとかいう部分につきましては、皆さん方にお諮りするところまではまだまだ行ってないというのが状況でございます。

議長 （山口経正議員）
 佐藤議員。
 13番 （佐藤 昇議員）
 それ、いつ説明されました。説明してきたって、町長今おっしゃいましたけど、いつ、どのいう形で私どもに説明があったんですかね。

議長 （山口経正議員）
 副町長。
 副町長 （鈴木典秀君）
 ちょっと私どものあれかもしれませんけども、いろんなこういうふうな議会の一般質問等々の中でのる場所のこととかなんとか、全協等々でぴしっとした説明会は開いてなかったと思います。ですから、今、町長言いましたように、そういうのが整えば年明けにでも全協等々での説明といたしますか、説明会ですね、そういうのも開いていってはどういうふうなこと、これは内部ではそういうふうな検討も今しているところでございます。

議長 （山口経正議員）
 佐藤議員。
 13番 （佐藤 昇議員）
 一般質問でやりとりしているのは正式なやつじゃないんですよ、議会に対するね。議員に対するやりとりですから、これはもうぜひ年明け早々にでも、やはり今までの経緯と現状をきちんと説明して、だからみんな、議員がいろんな情報が入ってこないからいろいろ言うわけですたいね。それはもうぜひお願いしておきたいと思います。

議長 （山口経正議員）
 それで、ちょっと昔のことで気の毒なんですけど、これ聞いた話なんですけど、平成15年の3月に、私が議員になるちょっと前ですけど、新図書館と長与町公民館の位置に生涯学習センターを建設する設計を専門家に依頼して作成したと聞き及んでいますが、これは事実でしょうか。

議長 （山口経正議員）
 しばらく休憩します。

(休憩 15時02分～15時03分)

議 長

(山口経正議員)
会議を再開します。
副町長。

副 町 長

(鈴木典秀君)
当時ちょっと私もその所管でもなかったし、どのようなあれができて
のかというのちょっと、それで、いろいろ検討はされてるとい
う話は聞きましたけども、そこまでちょっと具体的に私もちよ
っと存じ上げません。申しわけございません。

議 長

(山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番

(佐藤 昇議員)
私は直接見ていませんけれども、相当な、外側ですけどね、詳しい
図面を見たという人がいるんですね。ということは、その当時の前
町長は、そこに建てるつもりだったのかなと、そのときはですね。
何らかのことがあって断念をしたと。そして、じゃあ、どこに
しようかと言いながら今の現地もまだ沈んじゃ浮かび、沈ん
じゃ浮かびしていたら、小・中学校の耐震化、あるいは建てか
えの問題が出てきたから今になっているということだろうと思
うんですね。

そこで、榎の鼻、上の団地に図書館を建設すると、現在地、
長与町公民館を含めてですね、この土地はどういう土地利用を
しようと考えてるのか質問いたします。

議 長

(山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備

課 長

(松邨清茂君)
ことしの9月の議会の際に内村議員さんの御質問の中で、
現在地で図書館は建てられないのかという御質問の中で、
建築基準法的には今の現状の中央公民館を残した形では
建設は可能だと。ただし、その中でとれる駐車場がない。
もう一つは、ちょっと御質問からちょっとそれるかもしれ
ませんが、現在、中央公民館がもうかなり老朽化してござ
います。それで、今の状態でその図書館をつくってしまう
と、今度はその次に待ってる中央公民館の建てかえに今
度は響いてきます。図書館を目いっぱいつくってしまった
ら、もうその中で駐車場がもう全くとれない。そうであ
れば、現在の中央公民館をここに仮に残すのであれば、
そこでかなりの駐車場の台数も確保できます。仮にここ
に図書館をつくってしまえば、1階部分は全て駐車場に
しないと予定する駐車場の台数は入らないです。という
ことは、ここに今のところ、旧庁舎のところに図書館を
つくってしまえば1階は全部ピロティになって、あ、済
みません、高床式になってしまっ、1階は全て駐車場、
2階から図書館機能が始まるという形になります。そう
であれば、今、福祉の町とか高齢者社会に向かったと
ころで2階部分に図書館機能をつくるのはいかなもの
かなと。仮に反対に中央公民館のほうも老朽化して
ますので、

そちらを今度は2階建てとか、1階をピロティーにすると、今度はまたそこでも高齢者社会に向けてなかなか使いづらい。であれば、当然旧役場庁舎側に中央公民館の建てかえ、それと大ホールとか、そして、そこでカルチャースクールとか、いろんな高齢者に向けた教室とか、そういったのをするのが一番ベストではないかなと。であると、今度は図書館はどこに建てるのってなると、今度は榎の鼻のほうが利便性がいいのではないかと。なぜかといいますと、図書館を使っているのが25%というのがございましたけれども、その図書館をできれば使っていただきたい、その中には駐車場が狭い。それでは、あそこに今度は大型商業施設が来ます。そういったお母さんが子供たちを連れて買い物に行ったついでに図書館に寄れる。そうであれば、今まで使われてなかった人たちも図書館を使いやすいという形になるのではないかなと。こういったまちづくりに対して今後何年先、10年先、20年先を考えると、榎の鼻のほうが図書館用地としてはベストではないかなと。それと、こちらのほうの旧庁舎側は中央公民館とか、まだ必要な施設がございますので、そういったところもあわせてこちらに持ってくれば、こちらの使いでも非常にあるのかなというのを感じております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

ですから、そういうことも含めて、議会にも住民にもきちっとそういう考え方を説明すればいいんじゃないかということだろうと思うんですよね。

それと、もう1点お伺いしますが、例えば、それでも現地で建てかえとなった場合、2年ぐらいはほかの場所を確保しなければいけないと思うんですよね。そうなった場合の費用の試算はされてますか。余分な費用というか。引っ越しをして、解体をして、建てて戻ってくるまでの費用、されてます。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

申しわけございません。まず、現地で建てかえとすれば、現状ある図書館、あるいは合築で公民館を入れるのであれば公民館、解体費用はどこに建てても当然かかることですので、それは別にしまして、図書館を解体から建築してしまうためには1年ないし2年、最低でもかかる。その間、図書館を閉鎖しておいてよければ蔵書だけの保管場所を探せばいいと。ただ、図書館は開館しとかなければいけないということになりますと、まず、仮設を建てる場所をどこにしたらいいのか、どこがあるのかなと。近隣でいろいろ探さんといかんかと思えますけども、まず、仮設の場所。仮設費用がどれぐらいかかるか、ここは申しわけござせん、今ちょっと試算してないので。引っ越し費用が本来、別のところに建てれば1回で済みますけども、仮設を使ってする場合は、1回行ったらまた戻ってこないかと。仮設でいろんな機能を持たせるためには、単なるプレハブ的なものでぽつとやっていいのかどうか、

その辺もありますので、いろんな空調とかなんとかも一時的にはその仮設の中でもつけないかとか、そうなる結構な金額にはなるかと思いますが、試算をしておりますので、今回はちょっと明確な答弁はお許しいただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

そしたら、ちょっと別な方面の質問をいたしますけれども、榎の鼻地区に建てるとすると、やはりバス停が、バスが今のままだと遠いということで、何らかのちゃんときちんとするというものでありましたが、まず路線バスについて、長崎バスさんとはどこまで話がついているのか。私は、図書館前に必ずバス停をつくるべきだと前も質問いたしました、その辺の協議の進展はどうなっているのか質問いたします。

議長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部 議長 (松尾義行君)

初日の答弁でもございましたけれども、今までもコミュニティバスにしましてはしてきたところですが、路線バスにしましては、今のところ長崎バスとここに入れてくれというような協議というのはしてませんが、それにつきましては当然、今後道路もできていきますし、団地にもっと人も入ると、商業施設もできるということで、当然今後そこに、私どもとしては図書館前にできるだけバス停ができるような形で協議はしていきたいと思っておりますけれども、今のところはしておりません。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

ぜひ早急に取りかかっていたきたいと思います。というのが、事業者と町とうまくいってても、こんな形で走らせましょと、ダイヤぐらいまで大体決めて、しかし、地元住民がどうなるあるわけですたいね。今ある路線を、じゃあ、どうなっていくのかと。多分、榎の鼻の今のバス停、こうありますけれども、この辺がまた違うようになってくると。そういうこともありますので、早目早目に手を打って、これは構想とは、基本計画とはちょっと違いますので、別の形で所管で早くしていただきたいということでもあります。

さっき部長おっしゃいましたけど、コミュニティバスについてはどの辺まで進んでるんですか。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員に申し上げます。図書館関連でコミュニティバスですか。

13番 (佐藤 昇議員)

そうです、はい。

議長 (山口経正議員)

その方向で答弁願います。

企画振興部長。 (松尾義行君)

企画振興部長 それに関しましては、先ほどちょっとお話しかけましたけども、初日にも答弁いたしました。今までコミュニティバスに関しましてはいろいろ検討を進めてきたところですけども、なかなか費用面とかそういったところ、目的地というところではっきりしたものがないということで難しいと、一旦もう一回再検討する必要があるというふうに考えておりました、これにつきましてもアンケート等を取りまして、なかなか不便なところから今度図書館、商業施設あたりに行くような経路っていうのを今度は考えて、この間ちょっと御提案もいただきましたけども、そのあたりのいかにこちらの費用負担を軽減していくかといったところもあわせて、業者が最終的にどう言われるかというところもありますけども、図書館につきましては、今高台ということで弱者対策、そういったところもいろいろお話がっておりますので、そういうところでもまた別途検討をしていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

13番 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それでは、別の質問に移りますが、不便な、高台につくると不便であるという話が出ていますけれども、それを解消するためには、やはりネットワークを結んで、近くの公民館等でも借りられるという、同僚議員からも出ていましたけれども、これが必須条件だと思うんですね。ですから、そういう方向で進んでと思うんですが、これは今でも同じだと思うんですね。ですから、ネットワークについては新図書館を待たずしてでも今取りかかってもいいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長 (山口経正議員)

教育次長 教育次長。

教育次長 (和泉嘉彦君)

図書館のネットワーク化ということでございますけれども、確かに本館が今現在ございます。それと、あと各生涯学習関係施設等を結ぶことは可能ではあるかと思えます。しかしながら、どうしても経費的なものというようなことがございます。そういうこともありますので、すぐできるかというとなかなかちょっと難しいのかなというふうには考えておりますけれども、いわずにしろネットワーク化については、図書館整備計画検討委員会の答申書にもございますとおり、重要なことになろうかというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

13番 佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

わかりました。

そしたら、町長がですよ、3月議会で表明してから反対の意見がぼつぼつ

表面化してきたわけですたいね。それに対して、やっぱりきちんと説明ができてるように思えないんですね。それで、さっきも言いましたけれども、議会に対しても同じであると思います。それがやっぱり臆測や誤解を招いているということだと思っうんですね。これは、よその市でもそういうことがあって、頓挫した例もあるわけですよ。ですから、榎の鼻地区に決定した経緯はしっかり手順を踏んで熟考して決めたものなんですよ。私はそう理解しております。しかし、住民の中にはそれも唐突に出てきたんじゃないかと感じる人も少なからずいるというのも事実だろうと思っうんですね。そういうことがありますので、やはり冒頭にも言いましたけれども、手おくれにならないうちに、誠意を持って反対や心配する人と向き合って説明するのが私は行政の責任だと思っうんですが、町長、再度質問します。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、議員がおっしゃったことは、私も皆さん方の要望がそうであれば、ぜひ皆さん方ももう一度お話をして、どういう経過でどういう内容になっているのか、そして、なぜここに至ったのか等々、今まで申し上げてきたつもりではありますけれども、十分それが御理解できてないということであれば、十分お話をする機会はできると思っています。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

心配してるのは、五島市が、長崎県内ではですよ、前市長が図書館建設をぶち上げて、それは費用が高過ぎるっちゃうことで相当小さなものになったと。次はもう市長じゃなくなったということなんですよ。それと、岐阜県の中津川市では、合併もあったんですけども、市長が強引に進めて反対運動が起こって、市長がリコールされて建設が中止になったという事例もあるもんですからね、私は心配しております。

それでは、ごみのほうに移りますけれども、先ほどの答弁で、年間約、今の費用をずっと延ばして計算すると約4,000万の削減ということですが、これはもしかしたら、もし熱回収施設をつくらなかったとすると、長崎市は西工場を建てかえる予定ですよ。その負担も出せと。もういつとすると委託料もちょっと上げてくれるということで、私は4,000万というよりも、もっと見えない効果があるのかなというふうに考えております。

答弁でもあったんですが、運搬距離が短縮になって、燃料代も安くなると、これはわかるんですが、そうすると、今のシフトで行うと、早く仕事が終わるといのは間違いないわけですたいね。ですから、その辺の人件費関係とか、トラックを減車するとか、そういうことでも削減効果があるのかなと思ってるんですが、所管どう考えてますか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部
理 事 (益富雅彦君)
御指摘のとおり、やはり運搬距離が短くなるということで、経費の削減効果は出てくるものと考えております。その中で、答弁にもございますように、今精査をしているところではございますけれども、端的に言って燃料費の削減、それからやはり町内に焼却施設ができるっていうことでございますので時間も短縮できると。そういうことにおきまして、人件費等々を削減の余地があるのかなというところはございます。

そういうところではございますけれども、現状まだ答えが出ておりませんで、今のところは収集運搬に使用しております車の減車等についてできないものかということで今、協議をしているところでございます。結論はまだ出ておりませんので、また、作業的に、運搬距離は少なくなりますけれども作業が若干ふえるかなという部分もございます。それは、可燃性の粗大ごみが可燃物として変更になるという部分に係ってくるわけでございますけれども、若干可燃ごみの収集に手を要する部分も出てくるのかなと、そういう面がございまして。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
やってみないとわからない部分が多いと思いますので、やりながら検証して行って、何といたしますかね、削減を行っていただきたいと。ただし、事業所にも申し上げてほしいのは、首を切らないでほしいということだろうと思うんですね。ですから、何とかうまい方法を考えて、合理化っていいですか、削減策をやっていただきたいと、このように思います。

それで、次に移りますけれども、今の建設中の施設は、建設費について資材が高騰したなどの理由で約6,300万増額されましたよね。一定この運営費についてですよ、例えば燃料は灯油だと思うんですけれども、この件に関しても急にぼんと原油が上がって灯油も上がったとなると見直し規定が適用されるのか、そこのところ質問します。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

生活福祉部
理 事 (益富雅彦君)
今、御指摘のとおり、本体工事についてもインフレスライド条項ということで契約を変更をいたしております。今から20年間、DBOという形で委託を行うわけでございますけれども、その条項に係る部分が出てくれば当然影響があるものと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)
それでは、一般廃棄物の出し方についてもちょっと質問したいと思うんですが、容器包装プラスチックとペットボトルはステーション回収してましますけれども、これはきれいなものが出てますかね。どうですか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。
理 事 (益富雅彦君)
先般の答弁でも若干申し上げておりますけれども、特にペットボトルについては、もう一目見ただけで長与のものということがわかるような、きれいな状況で出ているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
1 3 番 佐藤議員。
(佐藤 昇議員)
そうであれば、ステーション回収でもきれいなものが出ていると。ということは、もう分別に対する町民の、やっぱり一応協力してる、理解度が高まったということであると思うんですね。そうであれば、瓶でも缶でもステーションで構わないんじゃないんですか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。
理 事 (益富雅彦君)
おっしゃられる趣旨はよくわかります。しかし、先般も申し上げておりますけれども、以前がごみステーションでの回収であったわけです。それを一歩進んだ形っていうことで、現状の回収方法に変えてきているわけです。まして、今現在、地球温暖化でありますとか循環型を目指し、温室効果ガスの排出削減目指して、世界的な流れが起きている中で逆戻りするのはどうなのかなというふうにも考えております。

議 長 (山口経正議員)
1 3 番 佐藤議員。
(佐藤 昇議員)
確認しますけれども、前はステーション回収だったとおっしゃいますが、そのときは分別じゃなくて可燃ごみに入れてたんじゃないんですかね。

議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩 1 5 時 0 2 分～1 5 時 0 3 分)

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 会議を再開します。
理 事 生活福祉部理事。
(益富雅彦君)
それぞれに不燃ごみ、可燃ごみということで、ステーションで回収をしていたわけですが、そのうちのステーションで回収しておりました資源化物に当たるものを拠点回収で回収をするようにしたということと
議 長 (山口経正議員)
1 3 番 佐藤議員。
(佐藤 昇議員)

ですからね、一歩進んだじゃなくて、その当時、多分ダイオキシン問題が発生したり環境問題がクローズアップされてきて、やっぱり分別をしましようということで、ステーションですれば、まあできなかったわけですよ。ですから、モデル地区の方が一生懸命頑張って環境サポーターなんかになっていただいて、うちの自治会に2回も3回も説明に来ていただきました。それでも、何ちゅうかな、当日、拠点回収にするとやっぱりちょっと違う分別をしてる方がいらっしやいますので、そのたびにまた指導をするということで、今になつとるわけですたいね。ですから、拠点回収は一歩進んでって言い方は違うんですよ。そこで初めて始めたわけでしょ、資源分別を。ですから、住民に優しいのはね、自分の家の近くのステーションに出すとが優しい政策だと思うんですけども、町長、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

これにつきましては、随分議論を進めてまいったと思います。やっぱり皆さん方の御協力をいただいて長与町は非常にこういった形で美しい町を保っていただけるのも、やっぱりそういった形で皆さん方がそういったごみの処理について一定理解を示していただいているということで、現在のごみのありようっていうのはあるかと思うんですよ。やはり子供たちも一緒になって3世代、2世代の人たちも今、この拠点回収っていうことをやってるわけですね。そういった意味でいえば、費用対効果という部分もありますけれども、それ以外にもいわゆるクリーンなCO₂の少ない地球を守っていこうという、今、中国、アメリカも賛同してCO₂を減らそうということをしてますけども、そういったものも我々は肌をもってそれを子供たちに伝えていく、子供たちも一緒になってやってくれてるというような状況でございます。だから、費用対効果とかそういったものとはまた別個の、見えない部分の影響というのが大きいんじゃないかというように思っております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

私は拠点回収を別に否定しているわけじゃないんですね。住民にとってどの方策が一番いいのかっていうことを考えるのも行政の仕事だと思いますので、よく検討させていただきたいと思います。

そしてですよ、例えば拠点回収に参加している家庭、何%ぐらいだと思っ
ていらっしやいますか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部 (益富雅彦君)

理事 この件につきましては、先般議員さんのほうからも御指摘をいただいている部分ではございます。その中では、数字的なものをいただいておりますけれども、町としましてそれを正確に把握をしてるかって申しますと、そうで

もないわけでございますけれども、これはあくまでも自治会ごとのやはりある程度の温度差もあろうかと思えます。参加が多いところにつきましては、ちょっとお聞きしたところでは6割近く来てるっていうところも把握をしている状況でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

これはね、理事、自治会に頼んで調査をしてもらえば一発でわかるんじゃないんですか。1回やってみてくださいよ、ぜひ。ある自治会では約3割だと聞いてるんですね。いいかげん数字を言いなと言われますからお答えしますけれども、その自治会はティッシュを配ってるんですね、来た方に。そうすれば、ティッシュの減った数で何人来たかわかると。すると、やっぱり3割ぐらいだったということです。そしたら、あとの7割の人はどこに持っていつているんでしょうか。どう推測されますか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部 (益富雅彦君)

理事 事 あとの7割はということでございますけれども、今3割ということをしていただきましたのであれですけれども、その家族、家庭の構成にもよるんだらうと思えます。そういう観点からいきますと、やはりごみがたくさん出る、資源化物のたくさん出る家庭、そうじゃない家庭というのも少なからずあるんじゃないかと。そういう中で、そのときそのとき、月に1回という形で考えたときに3割というのは、もちろん正確な数字かもしれません。でも、ひょっとしたら2カ月に1回しか出してないという家庭もあるんじゃないかっていうことも考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

いや、パーセンテージじゃなくてどこで処理してるのかなって私は疑問を持ってるから、つかんでますかという意味で質問をしたんですね。まあまあいいです。

でですよ、業者が1袋300円で収集しているのはつかんでいらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部 (益富雅彦君)

1袋300円は、申しわけございません、把握いたしておりません。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

可燃ごみ以外は何でもいいから300円でやっとなる業者がいるそうです、

私も直接は知りませんが。それでね、ということは、その業者が町の許可をとっていないということですよ。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。 (益富雅彦君)

生活福祉部理事 町で把握している部分につきましては、当然、一般廃棄物の許可をとっていただいて活動していただいているというふうにはしか理解はしておりませんので、まずもって先ほどの1袋300円というのは、申しわけないんですけども周知してない中で、じゃあ許可を受けた業者かそうじゃない業者かというところからちょっと確認をしなくちゃいけないのかなと思います。以上です。

議長 (山口経正議員)
13番 佐藤議員。 (佐藤 昇議員)

担当課が許可を出したか出してないかがわからないんですか。あのね、もちろん紙だけを収集する人がいますよね。あつちはいいんですよ。問題ないですよ、リサイクルをするから許可要らないんですね。けど、基本的には、市町村が処理をしなければならないものを業者がかわってする場合は許可が要るということだと思えるんですけども、この確認も今わからないんですか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。 (益富雅彦君)

生活福祉部理事 この業者が、例えばAとかBとかCとかの業者がこういうことをやってますよっていう話であるとすぐ確認できるんですけども、ひょっとしたら町で見えてない業者が回っているというのも考えられるので、そういう答弁をいたしたところでございます。

議長 (山口経正議員)
13番 佐藤議員。 (佐藤 昇議員)

これはね、すぐ調査をしていただきたいと思います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の違反になりますからね。

そこまではいいんですが、だけどね、そうはいっても何でこんな業者があらわれるのかということを考えてみると、需要があるからなんですよ。やっぱり1週間も1カ月間もためとって、面倒くさいから、ぱっといいのがあれで来てくれて、300円ででも払ってでも出してるんですよ。それで、やっぱり商売になってるから今やってるんだろうと思うんですね。ですから、その辺もやっぱりよく考えて、何というかな、行政を行ってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点言っときましようかね。拠点回収のときに、前も1回言ったことがあるんですけども、高齢者とか不自由な方のために自治会がトラックを借用して収集すると。1台1,000円で3台までいいというこ

とになっていますが、もしその借用トラックでその人が事故を起こしたと、こっちが100%過失で人を殺してしまったってなった場合、どうなるんですか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。生活福祉部

13番 (益富雅彦君)
今御指摘の件は、保環連の総会の中でも若干御指摘をいただいた部分でございまして。そういう中で、自治会活動保険、それからまた町の過失でっていう部分の保険も総合賠償、そこはちょっと定かではありませんけれども、そういう保険で対応できますということで確認はさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
でも、車の持ち主の保険を使うんじゃないんですか。どうなるんですかね。その辺は、そっちはもう全然使わないで町ので全部すると。最高金額は幾らですか。

議長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩15時15分～15時16分)

議長 (山口経正議員)
会議を再開します。
生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)
今、確認をいたしましたけれども、確たるものを今申し上げ切れませんので、後もって回答をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

議長 (山口経正議員)
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)
いかがでしょうかと言われても、できんもんはできんとでしようから、そのようにお願いします。

ただ、やはりこれ大事な問題なんですね。ですから、他人の車を借りてやってるわけですから、町長、僕はこれはいい施策だとは思わないんですよ。ですから、ある自治会ではそういうこともあるからプロの業者に頼んで毎回収集させてるんですよというところもあるんですね。だからね、例えばまた前のように、自主的に自分たちで、自治会が自主的でしょうならまだよかとかもありませんけど、町が奨励して1台1,000円出しますとかね、そうになると町も賠償責任で訴えられますよ。そういう可能性もあるもんですからね。よくこの辺は内部で協議をしていただきたいと思います。

それと、あと1つですけど、常設の収集のところですけども、言いたいことは、1回1回下の環境対策課とかそこの館の人に言わないとあけてくれ

ないということで、面倒だっていう声が聞こえてきてるんですね。ですから、何ていいますか、分別は皆さんも上手になってるんですから、もうここはあけっぱなでいいんじゃないかと、どうぞということで。その辺はどうですかね。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

生活福祉部 理事 (益富雅彦君)
その点につきましては、今順次、公共施設で常設の拠点をつやしている段階でございます、それがもう間違いないんだってということになりますと、先般から答弁させていただいております町内各自治会からの御要望も受けた形での常設の拠点の設置っていうのも検討をいたしております。そういう中では、管理の方法を、今おっしゃられるような、誰かに言わないと出せないとかそういう部分をなくせる方向でできればと思います。以上です。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で15時35分まで休憩します。
(休憩15時19分～15時35分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順15、川井哲雄議員の①子育て支援の充実・強化について、②公共施設の整備・充実についての質問を同時に許します。

8番 (川井哲雄議員)

皆さん、こんにちは。最後の質問者となりましたけど、しっかり最後までやりたいと思います。よろしくをお願いします。

この場をかりてなんですが、10月、11月に、長崎がんばらんば国体少年女子ソフトボール競技、がんばらんば大会フットベースボール競技が長与町で開催され、成功のうちに終了しました。住民皆様の御協力と町長初め職員の皆さんの御苦労には大変感謝申し上げます。国体の感動も時が過ぎ、思い出と変わりつつありますが、長与町においては人と人のきずなは変わることなく、国体を通じてさらにきずなが深まったと思います。それでは質問に入ります。

①子育て支援の充実・強化について。

少子高齢化の急速な進展に伴い、人口減少は避けられない現実の問題として全国的に取り上げられています。国土交通省の資料では、日本の総人口が2050年には約3,300万人減少し、1億人を割って9,515万人との予想です。長与町の人口推移でも2010年4万2,535人、2040年では3万8,153人に減少するとの予想であり、第8次総合計画でも人口減少を問題化しています。今後の新しいまちづくりには安心して子供を産み、育てられる生活環境、子育て支援の充実・強化、出生率増加対策、公共施設の整備などが必要だと考えます。そこで以下の質問をします。

(1) 長与町次世代育成支援行動計画の進捗状況を伺います。(2) 子ど

も・子育て支援制度など、今後の保育行政について町の考えを伺います。

(3) 町独自の支援策として、子供の医療費の中学3年生まで拡大や出生率増加対策の考えはないか伺います。

②、大きい項目、公共施設の整備・充実について。

町には多くの公共施設、スポーツ施設、文化施設などがあり、住民の福利厚生サービスに寄与していますが、高齢、老朽化が進む施設や利便性の視点からの課題や運営上改善が必要と思われる施設が見受けられます。そこで、適正な運営や老朽施設の整備などへの対応はどのように取り組むのか質問します。

(1) 施設の運営は町の経費が使われていますが、赤字施設の対応はどのようになっているのか、また、利用料金についてはどのように考えているのか伺います。(2) 老朽化が進む施設の計画的な改築や建て直しについてどのように考えているのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、本定例議会の最後の御質問者であります川井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目につきまして、本町では次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画といたしまして、平成17年3月に長与町次世代育成支援対策推進計画を策定をしております。この計画は、長与町における次世代育成支援のための取り組みを推進し、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を目指しています。

また、平成27年4月からの子ども・子育て支援の新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定の中で、次世代育成支援行動計画の分析・評価を行っておるところでございます。これまで5回の会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画の確保方策まで御審議いただいております。基本指針に基づき、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして進めてまいりたいと思っております。

2点目でございます、子ども・子育て支援制度など、今後の保育行政についてということでございますけれども、平成27年4月から子ども・子育て支援は新制度へ移行し、子育てをめぐる課題の解決を目指して、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の特性やニーズに即した保育行政を行っていただけるようになります。また、保育の必要性の認定の制度が導入され、支給認定を受けた子供を保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、市町村の権限と責任が大幅に強化されることとなります。保育所、幼稚園、認定こども園のほか、小規模保育、家庭的保育などを組み合わせて、国が示すところの平成29年度末を目標に、待機児童の解消を計画的に推進をいたします。

3点目につきましてでございます。平成23年度から、乳幼児の医療費に

ついて現物給付が実施されました。本町では、対象を中学3年生まで拡大するというより先に、受診時の負担や申請時の負担軽減を図るために、ひとり親家庭の医療費や障害者医療費の現物給付化を先に進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。福祉医療費助成などさまざまな子育て支援の充実を図り、安心して産み育てる環境を整えることが出生率の増加につながるのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、公共施設の整備・充実についてでございます。

1の施設の運営や利用料金等についてでございますけれども、公共施設は、さまざまな補助金等を利用しながら地域における住民福祉の向上等を目的に設置されたものでございます。また、その公共施設の管理運営に係る経費につきましても、大部分が公費によって賄われておりますことは議員御指摘のとおりでございます。

御質問の赤字施設への対応ですが、多くの公共施設は、先ほど申しました住民福祉の向上を目的としており、基本的には営利を目的としたものではございませんので黒字を目指すということは考えてはおりません。しかしながら、利用者にとって利用しやすい施設とするために、設備を整備し、機能を維持していただくだけでなく、積極的に維持管理・運営していくことが求められております。そのための経費の一部を利用者に負担していただき、施設を利用しない町民との公平性を保つことも必要かと考えております。利用料金につきましても、これまでたびたび御指摘をいただいておりますが、厳しい財政状況のもと、受益者負担の観点から、使用料のあり方等について一層の研究を進めてまいりたいと考えております。

老朽化が進む施設の計画的な改築や建て直しにつきましては、全庁的に長期的な視野を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減し、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

再質問の前に、場内の持ち時間のタイマー表示が2分おくれておりますので、御了承いただきます。

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、再質問したいと思います。

これまでも同僚議員がいろいろな質問と、それに対して回答もあっております。私も再質問資料を用意してきましたけれども、ほとんど重複している部分もありますので、その分に関しては御了解ください。

子育て支援ということで、子育て家庭のところでは大変重要な制度、また、前文にも書きましたけれども、人口減少という大きな枠組みの中で、2040年、2050年と、先々のことですが、やはりその少しでも減少をとめれるという状況を思いましてこの質問にしました。

再質問なんですけど、先ほど言われた、この長与町次世代育成支援行動計画ですが、平成17年から10年間の計画で作成されております。5年間、前

期と後期ですね、5年ずつに分けられておるんですけども、平成21年、前期の分が結果を受けておりますので、その結果に基づいて後期はどのような改善をされたというところがあればお聞きをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

今現在ある次世代の後期計画を策定する際に、各所管等をお願い、関連した事業を継続することで引き続きやる方向に基づいて、前期の事業の評価をしていただいて、基本的には前期事業を引き継いだ形で後期事業も今現在お願いしております。その結果としましては、子育て関連の事業はスムーズに進捗しているものと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

この計画の中では、実施状況について毎年福祉課が点検を行うとともに、長与町次世代育成支援対策地域協議会がこれを許可するという事になっておりますけども、その結果を住民の方にどのように公表してきたのかをお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

毎年、前年度の事業の結果に基づいて各所管から御意見等をお聞きして、次世代の協議会のほうで評価していただくようになっておりましたが、実際のところ、後期をつくる際にまとめてといいますか、総合的に評価した際、その後は後期の行動計画については公表をしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

公表されてないとおっしゃられましたけども、公表するようになってるところを、その部分をどのようにして公表しない方向になったのかお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

今度、来年度から始まる新しい制度に移行する準備等がありまして、その辺で、所管としましては本来きちんと実施しなければいけなかったところはこちらの不手際といいますか、足らなかったところと思っておりますけども、新しい制度のほうの研究等に力を入れたといいますか、その関係で結果として公表できなかったという状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

- 8 番 (川井哲雄議員)
 行政の都合で公表できないというところであれば、やはり先ほども言ったように、子育て家庭というところでは重要な制度だという認識を持っており
 ますので、しっかりと継続をするように、予定どおりするんであればする、
 計画の中に入れるんであればきちっとしてもらいたいと思います。
- 次なんですけども、5年の前期の評価がアンケートの結果として出されて
 おります。ここにアンケート結果を読みたいと思うんですが、アンケートで
 は、子育てしやすいとする住民がやや減少していると、今後子育てしやすい
 町の実現に向けて住民ニーズを的確に捉えた子育て支援施策に取り組むこと
 が必要というところで記入されております。それを後期の行動計画の中でど
 のような施策を計画されたのかお聞きしたいと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
 福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)
 前期の評価に基づいて、本来、行動計画については5つの大きな基本目標
 を設定して、それに付随した推進施策等を掲げていましたけど、施策等の見
 直し等をしてスムーズに支援ができるような方向で体系づくりを組み直しと
 いますか、そういったところでうまく支援ができるよう、行動計画に後期
 のほうは作成しております。
- 議 長 (山口経正議員)
 川井議員。8 番 (川井哲雄議員)
 それでは、後期を結果として、子育てしやすい住民が多くなるように、よ
 ろしくお聞きしたいと思います。
- 2点目として、これもアンケートの中からですけども、現役の子育て家庭
 でニーズが高い経済負担の軽減、小児救急医療体制の充実、子供が安全で安
 心して暮らせる環境の充実などを中心とした後期計画の施策が必要というこ
 とでされてますが、この計画も後期の中に計画し実施されようとされている
 のかお聞きしたいと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
 福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)
 子育て世代の負担軽減につきましては、現在保育料等について軽減を図っ
 ております。救急医療等につきましては、県のほうの制度を利用した形で実
 施しております。
- 議 長 (山口経正議員)
 川井議員。8 番 (川井哲雄議員)
 それでは、後期のほうですね、結果が了になるように、よろしくお聞きし
 たいと思います。
- 次、(2)ですね。子ども・子育て支援制度についてお聞きしたいと思います

ます。

来年度から実施が予定されております子ども・子育て支援新制度について、住民の方から、これまでとどう違うのか、わかりにくいとの声が聞こえてきました。教育と保育による対応の違いなど、対象者となる皆さんは不安を持たれております。こういう不安を、やっぱり行政として少なからずも対処すべきではないかと思いますが、町の見解をお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

子ども・子育て支援新制度につきましては、国のほうが最終的な、今で言う保育料とか措置費等に含めて国のほうが決定しておりませんので、とりあえず幼稚園等につきましてはもう募集が始まっておりますので、まずは手続の流れについて広報等で現在説明している状況でございます。今後は、今で言う保育料等の制度がきちんと決まったら、その辺も含めたところで改めて広報、ホームページ等でお知らせしたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

それでは、いつ決定するものでしょうか、お聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

こちらで得ている情報でいきますと、国のほうが来年度の予算編成ができた後というふうに情報は入っております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

平成27年4月、もうすぐなんですけど、やはりそれを子供を預ける保護者としては大変不安な部分があると思うんですけど、国と言われても末端の保護者等には早く周知をしてもらい、次の計画もあるかと思うんですけど、早目の対応というのはできないものなんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

先ほど申しましたように、国のほうは決定している部分としていない部分ありますので、現在は来年度4月から新しい制度が始まるということを前提として、所管としては準備進めております。まずは、先ほど申しましたように、保護者の方は幼稚園、保育園、ひいては新しい認定こども園等、そういった新しい施設等の手続等が一番不安かと思っておりますので、手続のフロー図とか、そういった流れを説明して、まず入所の手続が済むような形で現在進めているところです。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
この制度の財源は、来年度の秋、消費税アップの関係があるということをお聞きしてたんですが、今いろんな問題がありまして、消費税10%ですか、1年半先送りされました。今、選挙もあっておりますけども、その新制度への影響というのはないものなんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
私たちも懸念はするところなんですけども、一応今の政権のお話でありますと、この子ども・子育てに関しましては現行のように支出をしていくというお話でございますので、それを信じております。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
それでは、次に、保育行政というところでお聞きをしたいと思います。
きのう同僚議員が、Aさんが保育所に預けたいっていう申し出を受けたというお話があったと思います。私はBさんから働きに行きたい、もう仕事に行きたいと言われたんですが、やはり入れないという部分で、重複になるかと思うんですけども、待機児童ということをなくすんじゃなくて、今までなかったところから待機児童ができたというところの分をお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
待機児童につきましては、昨日答弁にお答えしたように、今回、今年度10月で14名、昨年の同10月で1人でございます。今回といいますか、今年度急激にふえたのは、こういった新しい新制度へ移行しますよという情報等も流れたのあるのと、それと、榎の鼻の区画整理等、長与町の場合そういったところの若い世代の方が入ってこられ、ふえている状況もありまして、急激にゼロ歳児等の入所希望者がふえている関係で、今年度想定以上に希望者があって待機児童が残念ながら出ている状況です。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
4月の時点の入所するときには待機はいなかったと。月を追うごとに、7月、8月になると待機が出てきてると。ここ2年そういう状況だと、今のお話では伺ったんですけども、そういう確認でよろしいですか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

先ほど申しましたように、昨年度の10月で1人待機ですね。今年度は、おっしゃるとおり、だんだんふえてといたしますか、出て、発生してきて、10月の時点で14名。ですので、今年度が急激に、園のほうにお尋ねしたときですけども、ことしは急激に入所の希望者が多い、それも特にゼロ歳児ということで、対応ができないということで、残念ながら今年出ている状況です。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

残念ながらとか、申しわけないという言葉は出ませんでしたけども、やはり先ほどから言ってるように、保護者としては働きたいという希望があるんですね。そういうところを行政側でどうにか施策をお願いしたいと思うんですが、私としては、きのうは2園ができるでしょうと、認可外が1つ認定こども園に、いや、園になるでしょうと。もう一つは認定こども園ができるでしょうと。そういうところで人員確保ができるということもありましたけども、では何人の方がそこで人数を確保できるようになるんでしょうか。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

現在、町民の方で912名で、最終的には九百五、六十ぐらいかなと考えて、想定しておりますけども、その差で、定員が現在820名ですので、140名ですね。その分については、先ほど議員さんおっしゃったように、きのう答弁したように、新しく認可になる保育園とか認定こども園に移行する園等で来年度につきましてはその差分を埋めるだけを準備して、今現在進めているところです。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

私が質問してるのは、その2園がふえると今待機をされてる児童、ゼロ歳児から2歳、ゼロ歳児から3歳での方はどれぐらいその枠の中に入るものですかと聞いているんですね。全体の総数ではなくて、解消できるかどうかと、その部分がですね。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

申しわけありません。現在待機で出ている数というのは、来年4月には全て入所できる予定でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

来年入所できるというのは、4月の時点だと思います。また7月、8月になると待機は出てくると。榎の鼻も、当然住民の方もふえてくるでしょう。ということであれば、今の施設の大きさや人件費もかかるとは思いますけれども、入園者数定員数をもう少し膨らませるような施策はとれないかなと思います。全体的な人数じゃなくて、今待機があるゼロ歳から2歳、ゼロから3歳児の枠を広げるという考えはないでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
議員さんのおっしゃることはよくわかりますけれども、児童福祉施設を設置し、運営していく上にはいろんな要件がございます。建物の用途や、済みません、建物内の子供の数に対する面積とか、そういうのがございますので、一応今の既存の建物等で定員数を決めさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)
児童1人の面積ということであれば、ゼロ歳児1人と6歳児1人、同じ面積なんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
面積は違います。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)
面積が違うのであれば、上の、ゼロ歳以上の子供の枠を減らしても、施設は同じでゼロ・3の数字をふやすという方法もできるかと思うんですが。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
そうですね、定員内であればそういう方法も可能かとは思いますが、一応今、保育所の入所状況を見てみますと、4歳、5歳児に対してもある程度の数が入っておりますので、それを減らすとまたその年代の子供たちが待機児童になるという可能性もございますので、そういうことは御了承いただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
川井議員。

8番 (川井哲雄議員)
では、この問題の最後になると思うんですが、先ほどから、最初言ったように、施設の大きさや人件費はかかりますがということですので、園の増設とか人件費を、人員をふやすとか、そういう方法もあるかと思

うんですが。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

各園のほうの、園の施設を増設というのは工事等がありますので簡単にいかないと思いますけど、まず継続保育の方の数といいますか、申し込みを1月から受け付けます。その関係である程度、保育園にそのまま継続して入所される方、例えば幼稚園へ移行、移るといふ方とか、ある程度数が把握できますので、それに4月からゼロ歳児と新規に入る方とかを想定しまして各園は部屋割りとか保育士の確保等を準備に入ります。その分の想定をある程度した上でやりますので、若干の各園の、何ていいますか、階層の受け皿というのは、その状況を見て、要するに27年度はこの部屋を使おうとやっていうふうな感じになってきますので、その子供の人数を想定した上で保育士の確保については、各園お聞きしたところによりますと、1年間に入ってくるお子さんの数を想定した上でのある程度の確保はしておるということです。

議 長 (山口経正議員)
8 番 川井議員。
(川井哲雄議員)

待機の児童にはそういうことでしっかりと対応していただきたいと思いません。

次に、就業形態の多様化が今進んでおります。女性の社会参加の増大により、ニーズに応じた、現状の保育時間や休日祭日については、長与町では、何ていいますか、開所というんですかね、受け入れているところはあるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

町内の保育所では、休日保育等の実施はあっておりません。

議 長 (山口経正議員)
8 番 川井議員。
(川井哲雄議員)

町長にお尋ねしたいと思います。これから保育して働きたいという女性の方もたくさん出てこられると思います。休日に、または祭日にそういう、何ていいますか、受け皿をというお考えは今後検討してもらえるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
町 長 (吉田慎一君)

認定保育園が27年度からスタートするというので、社会保障と税の一体改革ということで、国のほうも幼稚園といわゆる保育所というような形、垣根をつけるとどうもいかならうということでこうした認定保育園の制度

ができ上がったわけでありませう。

幸いにも長与町、まだ人口がふえております。その結果として、こうして子供たちが入ってきていただくわけなんですね。したがって、私達も今回こういった形で大量に来ていただくっていうようなことで、少し戸惑っておりますけれども、新しくできる場所もございませうし、今議員おっしゃったようなことを十分踏まえて、どんどん長与町へ行けば入れると、非常に人気が高くなるように、それで施策を今後やっていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

では、保育時間の件についてですよね。今、延長保育ということで、7時から17時までが・・・なんですね。2時間が延長保育と。この時間を、例えば20時、あるいは21時まで延長できないかという思いもあるんです。というのは、町外に1万人の方が出勤されてます。例えば長崎市に勤めてるお母さんが1時間残業したいと。1時間残業すると6時までであると。交通事情とかいろいろ、こっちに帰ってくるとどうしても7時に間に合わない、そういう事情等も聞きます。ですので、園に迷惑かけるから、もうどうしても仕事ができなくて帰ってきてると、そういうことも聞きますので、17時という延長時間あるんですが、20時、あるいは21時という検討はできないものなんでしょうか。例えばお母さんだけではないと思います。ひとり親の、1人保護者の男性の方、お父さんもそうやって頑張られるというところでしっかりと対応はできるかなと思いますけども、どうでしょう。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)

そういう話もお聞きはします。そういうことに関しましては、今既存の保育所ですね、保育園ですね、と十分お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり人件費が一番かかる問題だと思います。そういうところで、保育料をどうするかとか、その分は有料でさせていただくとか、そういう分で十分協議をさせていただいて、園のほうが対応できるとあればまた考えていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

その点、よろしく願いしておきます。

どうしても待機になると、認可外保育園のほうに、施設のほうに預けないといけない場合が出てくると思うんですが、長与町ではどのように認可外保育施設の対応をとられているのかというのをお聞きしたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

認可外保育園への対応といいますと、まず、通常、保育園に入所を希望される方は福祉課の窓口にご相談に見えられる。入所の申請書類等を出されて、希望される園等をお聞きして、それで希望園のほうとその年齢のお子さんを受け入れ可能かどうか確認して、万が一受け入れができないという場合は町内にあります認可外保育園等の紹介をして、一月待ってもらおうとかがというのが現状の事務処理で対応しております。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

じゃあ、もう1点お聞きしますけど、認可外保育園の施設に対する指導等はどのようになっているのか、1点だけお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

認可外保育園につきましても認可保育園と同様に、県のほうが年に1回、指導監査等に入って、そのときに町の職員が同伴して一緒にお話等を聞いております。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

では、次、(3)の質問に入りたいと思います。

町独自の支援策として、子供の医療費、この医療費というのは福祉医療という部分が私のほうに抜けてたかと思うんですけども、長与町ではおわかりのように、乳幼児が1つの医療機関につき1回のみ通院あるいは入院した場合、自己負担額は800円、1つの医療機関に月2日以上入院あるいは通院した場合の自己負担が1,600円までとなっております。また、調剤薬局については自己負担がないという福祉医療制度が実施されております。県外から来られた保護者の方から、長与町はやはり中学生になってるんだけども医療費を払わないといけないかなという声を聞かれましたので、この学校前、就学前のそういう医療制度を中学校3年生までという声を聞きましたので、町としてはどのような検討をされるのか、できるかできないか、あるいは検討していくという方向の回答をもらいたいと思います。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

この件につきましては、答弁にありますように、まず残りのひとり親家庭と障害者医療の分の現物給付化を先に進めたいと考えております。その後に対象の拡大等を検討していきたいと考えてます。今後、そういった拡大した場合等の試算等も含めて検討していきたいと考えてはおります。

議長 (山口経正議員)

8 番 川井議員。
 (川井哲雄議員)
 次に、出生率増加対策ということについてお聞きをしたいと思います。
 出生者数を 24 年、25 年、わかれば教えてもらいたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩)

議長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 済みません、出生率ですよ、数。

8 番 (川井哲雄議員)
 出生数。

福祉課長 (西平隆邦君)
 出生数。済みません、23 と 24 でいいですかね。
 23 年が 427 と、24 年が 453 で、済みません、425 がわかりましたので……。25 年が 423 です、済みません。

議長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 先ほど申したように、将来的には人口減少が予想されております。現状の出生率に満足することなく、将来を見据えて増加対策を検討していくべきだと私は考えております。
 そこで、本定例議会でも議案 81 号に出産育児一時金の額を引き上げるといふ議案が出てます。これはやはり子育て、出生率を上げるという部分も入るか入らないかわかりませんが、そういう手当を厚くするという方向だと思ってるんですね。だから、例えば子供さんを出産する、たら、お祝い金を幾らかでもやりましょうというような対策とか、長与町だけで利用できるお買い物券を支給するとか、役場での手数料を期間限定で無料にするとか、いろいろ手だてもあるんですけども、そういう方向でいろんな対策を今後よろしくお願ひしたいと思います。
 では、次に、②の公共施設の整備・充実について移りたいと思います。
 赤字という言葉が適切かどうか、ちょっと私もわからないんですけども、公共施設の、今現在、どれほどの収支の違いがあるのか、わかれば総額でも結構だと思うんですけども、確認をしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課長 (帯田由寿君)
 各施設のランニングコストという形でちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、勤労福祉センター、働く婦人の家、多目的研修集会施

設、つどいの家、長与公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、図書館、町民文化ホールと入っておりますけども、この中に図書館あたりは収入というのがございませんので、その分も含めてさせていただきますと、支出合額が1億8,188万4,895円、歳入が1,156万4,316円、マイナスの1億7,032万579円になっております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

今聞かれた数字は、毎年税金から流れているというところありますので、ここへ幾らかでもカバーするような検討をできないものかと思えます。例えば町営プールにしても、毎年650万という数字が出てくるそうです。そういう中でいろんな対策を考えられたらどうかと。例えばプールにおきまして、守衛の方が、指導員さんですかね、警備の方がたくさんおられると。泳いでる方は四、五人であると。そういう状況も聞きますので、そういう、何ていったらいいですかね、コストを下げるような計画をされてもいいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

スポーツ振興課長。

スポーツ (山口 正君)

振興課長 ただいまプールの件が出ましたので、お答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、赤字と言えぱおっしゃるとおりでございます。このプールの施設というのは、御存じのとおり、特殊性がございまして、事故を未然に防ぐため、また、万が一事故が起きた場合、迅速に対応を行うよう、監視員を水面が見える範囲で相当数置きなさいという基準がございます。そこで人件費がかさむのは当然ということになっておりますので、よろしくそこら辺は御理解をいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

続いて、利用料金についてお聞きをしたいと思います。

基本的には同一料金と考えていますが、施設によって異なっております。例えば陶芸の館というところが、皆さん御存じだと思います。陶芸の館、町内町外、年間どれくらいの方が利用されておりますか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習 (帯田由寿君)

課 長 現在、陶芸の館は平成24年度が1,994名の方、平成25年度はかなり多くなりまして2,869名の方が御利用していただいております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

25年度、24年度と、今数字をもらいましたけども、では町内町外の方、それぞれどれくらいの方が利用されているのかお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長 (帯田由寿君)

この施設、陶芸の館の使用料につきましては、1つの部屋を個々に1人ずつの皆さんがお使いになるということで、使用料等の徴収がございません。実費であります粘土代とかそういうものの実費をいただいているだけで、町外町内問わず御利用はしていただいております、大変申しわけございませんが町内町外の人数割の集計はいたしておりません。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)
8番 (川井哲雄議員)

ここに条例があります。長与町陶芸の館の設置及び管理に関する条例。町外の方は町長の使用許可が必要だという部分が入っているんですが、今わからないというところであればそういう申請制度というのをとってなかったんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長 (帯田由寿君)

大変申しわけございませんけども、使用料等の徴収を明記してないものから、そのまま御利用をいただいておりますのが現状でございます。

議長 (山口経正議員)
8番 (川井哲雄議員)

この条例には、使用料を取る取らないは別として、町外の方が使用するにはという、町長の許可証が必要だという部分があります。料金を取るのであれば町外の方の許可証を出すんでしょうか。例えば町営プールでいえば、じゃあ町内町外どのようにして分けられてるんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
スポーツ振興課長 (山口 正君)

町営プールについては、3段階に料金が設定をされてます。一般・高校生が1回につき320円。1回というのは4時間という制限がございます。約半日ということですね。小・中学生が100円、幼児が50円。幼児というのは4歳以上の未就学児ということになっております。これについても町外町内の別はとっておりません。団体登録をして予約して利用するような施設であれば、ほかの体育施設のように、利用者が町外か町内かっていうのが判別できるんですけども、そのとき窓口に来て、受付でお金を払うというようなシステムになっておりますので、町内町外の区別も判別はしにくい、年齢も厳密に言えば、小・中学生なのか高校生なのかというのも判別しにくい

ということで、そこは紳士協定で、お互いそういう状態で一律の料金としていただいているところがございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

じゃあ、町民体育館にあるトレーニングジム、トレーニングルームというんですか、あそこ町内の方は100円なんですね。町外の方が540円、1時間当たり。こういう差を設けてるというところで、長与町としては統一性を持たれたらいいんじゃないかなと、統一性がないんじゃないかなと。ある施設では料金はとらない、自由に使っていいですよ、この施設ではもう町民の方が使えないから高く設定をしていると。そういう状況は、長与町幸福度日本一っていう目指すところに行くとき少しおかしいかなという部分もありますので、これも赤字対策の1つ、赤字という言葉はおかしいと思うんですけども、少しでも受益者負担というところで取られるべきじゃないかなと、陶芸の館に関してはですね。また、施設料にしても、窯をかえたと、前年度ですか。そういうお金もかかっております。だから、この条例にはないんでしょうけども、この条例にうたうように、町内町外しっかりと記入されたらどうでしょう。金額はわかりません。そこを検討されて、そういう、何ですか、取られたらどうでしょう。

議長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習課長 (帯田由寿君)

議員さんもおっしゃるとおり、そういう形でやっていくのがもう原則ですね、やはり受益者負担という原則のもと、今後は陶芸の館だけではなく全体的な見直しをさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

よろしくお願ひしたいと思います。

では、料金設定という部分でいくと、今までの設定からどれくらいの年月がたっているんでしょう。全ての施設でも構いません。というのは、どこかの時期でやはり幾らかでも値上げをするという方向性があるかないかをお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩)

議長 (山口経正議員)

会議を再開します。

生涯学習課長。

生涯学習課長 (帯田由寿君)

申しわけございませんでした。料金設定は、この陶芸の館で申しますと、

条例が設定された時点からこういう形でずっと来ておりますので、最初は取ってたとか取ってないとかということじゃなくて、まずこの設置条例をつかった時点から無料という形でさせていただいております。だから、今後は料金の値上げ等というのは、ここだけではなく各ほかの施設等もございまして、やはり統一的なことを念頭に置きまして、受益者負担の原則でいただくような形の研究等を進めさせていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (和泉嘉彦君)

ちょっと補足をさせていただきます。この使用料条例につきましては、これまでもたびたび議会の中で御指摘をいただきながら、上げたほうがいいんじゃないのかとかという御指摘をいただいたところでございます。それで、内部的にも過去何度も検討を重ねてきているところでございます。それで、例えば消費税が上がったとか、いろいろそういうふうなときに使用料条例の改正をさせていただいたりとか、過去そういう経過というのは議員様も御存じのことだというふうに思っております。

先ほど町長のほうの答弁にもございましたとおり、ほとんどの施設が町民の方が御利用される場合は今もう無料というふうな形の設定になっております。そういうところも含めまして、今後使用料についてどうあるべきなのかというのを一層、庁舎全てを挙げて検討させていただいてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

私の持ち時間があと2分なので、最後の質問に入りたいと思います。

議長 (山口経正議員)

あと5分ですけども。

(「あと5分」の声あり)

8番 (川井哲雄議員)

あと5、ありがとうございます。7から5引いて2にしました。済みません。

最後の質問に入りたいと思います。老朽化が進む施設の件なんですけども、老朽化老朽化と言われますけども、どういう視点から老朽化ということを考えてるんでしょうか。例えば建設からの耐用年数、目視からの、何ですかね、汚れとか破損とか、あるいは今、町としてそういう老朽化に対してどういう調査をされてるのかお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部長 (松尾義行君)

施設の老朽化ということでございますけども、これにつきましては、どういった状況であればということで、今のところ、その施設を細々と、例えば

こういった庁舎にしても学校にしても、診断というような形でしたことは、一部耐震診断とかそういったことはされてると思いますけども、目視というだけではなくて、やはり正確に出すためには業者に依頼して、打診をしたりとか屋上がどうなってるかとか、そういった実際にきちんと見ていった上での老朽化という診断を今後はほしくないといけないのかなと思っております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

今後という曖昧な回答じゃなくて、いついつまでにしっかりした計画を出すという町の姿勢も必要じゃないかと思うんですけども、町長どうでしょう。しっかりした、きのう町長が就任したときに青写真はどうですかという同僚議員からも質問ありましたので、町長の考えを最後にお聞きして、老朽化、そういう新しい町をどうつくるかというところをお聞きして終わりたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、松尾部長のほうから話があったようなこととございますけども、あと、国から来ている強靱化とか耐震とかというのがございます。そういったものを踏まえて、長与町も財務の問題もあります。それと同じく最も必要なことは、安心安全というのがございます。したがって、小学校等々の校舎につきましてももう実際やったわけですよ。だから、そういったものにつきましても、築年数とか耐震化がなされてないとかというようなことがございますので、そのあたりも考慮しまして、やっぱり優先順位をつけていく必要はあると思っています。それはいつも念頭に置きながら、公共施設の再配置等々も皆さん方に御提案していきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

よろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

先ほどの佐藤議員の答弁に対して追加の報告があるそうです。これを許可します。

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

議長のお許しをいただきましたので、先ほど佐藤議員の一般質問におきまして保留をいたしました件につきましてお答えをさせていただきます。

自治会活動保険での保険のお支払いがありますということで、その分の確認でございますが、一義的には本人様が加入されている車の保険ということになるわけですが、補完する形で自治会活動保険ということで支払いができるということで確認をいたしました。以上でございます。

議 長 (「内容、金額」「限度額」の声あり)
(山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩)

議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
生活福祉部理事。
生活福祉部 (益富雅彦君)
理事 保障内容ということでございます。損害賠償責任事項、対人対物共通でござい
ます。1事故1億円、免責なし。傷害事故につきましては、死亡・後遺
障害1名1,000万、入院日額1名3,000円、通院日額1名2,000
円、障害見舞い費用1事故10万円ということでございます。以上でござい
ます。

議 長 (山口経正議員)
これにて本日の日程は終了します。
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。
(散会 16時37分)